

行くやうな場合に始めて家産制度が適合するに云へるのではないかと思ひます。

朱委員 根本的には今本案で考へてゐるやうに先づ自己の収入は特有財産とし、その中より家産に入れるならばそれを家産にして行く方針がよいと思ひます。誰でも自分で儲けた財産は自分のものにして度利己心があり、又法律上も家族に人格を認めてゐるので、特有財産を認めることは自立心を助長することになり好結果を得られると思ひます。収入を全部家産に入れねばならぬことになれば働く氣力がなくなり、又働くにしても自分で儲けた財産を自分で處分出来ませんから不愉快な思ひで働くことになると思ひます。

青木委員 本案通りの方針を採ることは家産制度を否認することになるに考へられますから、この點を法文化せず外の方面から考へねばいけません。家産制度を採ることにすれば各家族の地位、身分に應じて生活の維持に必要な相當額の財産留保を認めることにしてその外を全部家産とするやうにしなければならぬと思ひます。

万歳委員 満洲は八割が農民ですから、立案に際してもここに重點を置いて考へねばいけません。

新關委員 個人主義は認めるにしても利己主義は認めぬ方針をこころも大切に思ひます。

土肥幹事 家産制度を採用することに於て都會に出て働いてゐる家族に付ては例外的に考慮されたらどうかと思ひます。

井野委員長 財産を留保する標準は各家族の社會上の地位、身分に基礎を置いて定めねばならぬことであつて、月五百圓の給料を貰ふ官吏が五百圓全部を留保せねばならぬことも考へられる譯です。そこは道義に訴へて行けばよいのではないかと思ひます。

楊委員 財産を留保することはよい方法と思ひますが、留保の標準を決めることが六ヶ敷いと思ひます。都會に出て働き生活してゐる人で家産の分割に際しその取得分を棄權する人もある位ですから、家産分割の際に財産も考慮に入れてその額を定

めるやうにすれば公平に行くのではないかと思ひます。
柴田委員 留保の意思表示は如何なる方法でしたらよいでせうか。
井野委員長、神尾、青木委員 特に表示する必要はないと思ひます。明示或は默示の留保を認めたらよいと思ひます。
井野委員長 この點は起草委員の方で満系委員もよく相談して考へて貰ふことに致しませう。

第五 親 子

二十四 死亡者のための立嗣(ク)

千種委員 但書の「結婚せしめる目的で」にある「目的」の意味がはつきり致しませんから但書以下を「但し死亡者血親關係ある女に結婚せしめる場合又は死亡者の女婿に限り血親關係ない者をも嗣子に選定し得るものとする」と訂正致しました。

第七 扶 養

三十二 扶養權利義務者(1の1)

千種委員 「同居」の意味は居を同じくするか生計を同じくするか色々な意味にみられますが、ここでは生計を同じくす

る意味に使つてゐるのでありますから、間違の起らぬやう「同居する」を「生計を同じくする」と訂正致します。井野委員長 前に家族の範圍を定めるのに「同居共財」と言ふ言葉を用ひてゐましたが、之にここに言ふ「生計を同じくする」と言ふの意味が違ふのですか。

千種委員 同じ意味ですが「同居共財」は從來同宗の者につき使はれてゐた關係でここでは誤解のないやうに「生計を同じくする」と致しました。

井野委員長 同じ意味のこゝを表はすのに文字の使ひ方を違へるに間違つて解釋される虞がありますから文句を統一するやうにしたがよいと思ひます。千種委員 さう致しませう。

繼 承 編

第二 家 産 繼 承

二 家産の繼承開始原因(4の二)

千種委員 本項を次の通り訂正致し度いと思ひます。

右3(一)及4(一)の事由によつて家産の繼承を開始すべき場合には右事由によつて家を去つた者の被繼承人の家産繼承人たるべき者が右家産を繼承するものとすること。

右3(二)の事由によつて家産の繼承を開始すべき場合には入夫の妻が家産を繼承するものとすること。
訂正前の要綱の趣旨は例へば家産を繼承した女が嫁に行くときは其の家産は被繼承人の繼承人たるべき者即ち他の女、一年後の死者の爲に立嗣された嗣子などに移ることを定めたのでありまして唯繼承開始原因發生前家産に付て爲した行爲の效力を妨げないことにしたのであります。結局被繼承人の繼承人たるべき者が家を去る者の家産を繼承することを言はんことに外ならないのであります。このこゝは(3)(一)の原因である家産を繼承した嗣子が縁組の取消又は離縁により家を去つた場合も同様でありますから、これも包含せしめました。家産を繼承した入夫の入夫婚姻の取消又は離縁のときはその者が入夫婚姻しなかつた同一の状態に歸るのでありますから、もこの家産所有者である妻に家産を返すのが適當でありますから妻が繼承することに致したのであります。この點は日本の改正要綱案でも同様になつてゐます。

死亡者のための立嗣(續々)

千種委員 2に於ては立嗣者たる資格を有する者が死亡したときその者の爲に嗣子を立て得ることを明かにしたのであります。3(一)は従前と同様でありまして、この場合は原則として立嗣権は次順位者に移らぬのであります。立嗣権者の意思に反して次順位者に立嗣権を與へないのであります。例へば女が立嗣せずして自分で繼承する意思がある場合、次順位の立嗣権を有する親屬會が立嗣すればその嗣子が財産を繼承し女に財産繼承権を認めた趣旨を没却することになるからであります。

す。(二)は新設でありまして、これは立嗣権者が精神障害其の他の理由によつて立嗣権を行使することが出来ぬ場合を考へたのであります。(三)も新設であります。被繼承人の死亡當時實女が意思能力を有せぬ場合意思能力者なる迄待つことは弊害がありますから、親屬會に於て立嗣権を行使することを定めたのであります。満十五歳に達すれば意思能力を有するものと認めることに致しました。4の(一)は「嗣子を立てないことが明白であるか又」を削除したのであります。この文句を入れた本來の趣旨は立嗣権者が嗣子を立てないことを表示した場合、一年を待つまでもなく直に確定させてはどうか云ふ考へから入れて置いたのであります。然しこのやうな意思表示は誰に向つて如何なる方式で爲すかが問題でありまして、又外部からは一年内は嗣子を立てないのかどうか明かでありませんので被繼承人の死亡後一年間は家産を一様に保管して置き其の後繼承することに致しました。(二)の期間の延長を認めましたのは今暫く経てば立嗣権の行使が出来るやうな場合があることを考へ餘裕を與へたのであります。

二十五 立 嗣 の 手 續

千種委員 従前の案は生前立嗣の場合だけを考へてゐたのであります。遺言による立嗣、死亡者の爲の立嗣を加へる必要を認めまして次のやうに変更したのであります。遺言による立嗣の場合も生前立嗣と同じく配偶者の同意を要し、遺言者がその配偶者の同意を得て遺言書を作成するか或は遺言者が死亡後配偶者が同意したとき始めて效力を生ずることになるのであります。唯出嫁した女が立嗣する場合は夫の同意を要しないことに致しました。2は立嗣は身分上重大なことでありますから原則として總て書面により明にせねばならぬことに致したのであります。然し書面の作成を絶対的の要件とすれば事實上嗣子となつて永年暮してゐる者を書面のない爲に始めより嗣子でないことにし、財産の繼承權も祖先祭祀の權をも奪ふこと

になれば由々しき問題でありまして、殊に蒙古人間には普通書面を作成しませんから、生前の立嗣の場合及死亡者の妻、父母、家女などが幼時から嗣子とする意思で養育してゐるならば之を嗣子と見、又死後立嗣の場合、特に遺言、親屬會の立嗣、出嫁女の立嗣のときも被繼承人の家に入つて嗣子となつてゐる場合には嗣子であることが明確ですから書面の作成がなくとも嗣子として認めることにしたのであります。尙こゝに「家に入る」に致しましたが同一家内で他の支から他の支に入る場合も含むのでありまして、この場合子として被繼承人を親として祀つて居れば子となつたものと観ねばならぬと思ひます。本案では立嗣の手續として(一)書面(二)事實行爲(三)届出の三方法を認めたのであります。

二十八 婿 嗣 子 及 婿 養 子

千種委員 これは穂積、中川兩氏の御意見であります。婿嗣子、婿養子の名稱を用ひなくとも事實上1乃至3の場合を許せばよいのであります。日本の民法では養子となつてから女と結婚するの否によつて法律上の効果が違ひますからこの名稱の意義があるのであります。本案では何れにしても効果は同様でありまして、區別を設ける實際上の必要はないのであります。唯從來許されてゐなかつたことを新しく設けることにしたのでありますから、この標題を置いて斯様な道も開かれてゐることを明かにしたのであります。

第五 限定繼承及繼承の拋棄

九五〇

十五 限定繼承及繼承の拋棄

千種委員 限定繼承を認めるか否かに付ては已に起草委員會や前の小委員會でも問題になつたのでありますが、穂積、川中兩氏の御意見もあり限定繼承を認めないことに變更しました。元々本案で限定承認の規定を設けやうと致しました趣旨は、繼承人に債務を負擔させることは酷であるし、何れの國でもこの制度を認めてゐるからこの理由からでありました。親の債務は子が還す云ふのが從來の慣習でありまして「吃大片肉」云ふ破産の手續の慣習があり、全財産を投出せば債務を辨濟したことになることは前委員會で御説明致したところでありました。それでこの慣習に反し限定承認を認めることは道義に反することになりますし又認めますと法律を知つた者のみはその利益を受けて、親に負債の多いときは財産を子の名義にして債務を免れる不届者を保護する結果にもなるのであります。これを設けることは詳細な手續規定を要し日本の改正案も特別管理として小破産の手續のやうな規定を設けて居ます。親屬繼承法の全體の體裁から言つても不均合になります。又限定承認の制度を認めることにすれば負債整理法にも當然之に關する規定をしなければならぬことになりますから、寧ろ一括して負債整理法で相續によつて負擔した債務に付て別に考慮するやうにして貰つてはどうかと思ひます。

小木委員 限定承認に關する規定を負債整理法の中に設けては云ふ御意見がありましたので負債整理法の起草擔當委員としてここで立案の経過を御報告申上げ併せて私の考へを述べさせていただきます。負債整理法案は立案を終りまして法制處にその審議依頼を爲してゐるのでありますが、近日中に審議される運びになつてゐます。負債整理法案を脱稿致しました當時は未だ親屬繼承法の要綱案も出來てゐませんが、従つて今問題になつてゐます限定承認の制度を採用することになるか

さうかも判然としてゐませんでしたが、この關係の規定は何も設けず其の儘残して置いた次第であります。差當つて問題になりますことは負債整理法は御存知の通り實體法の方針が定つた後の手續規定でありますから、先づここで限定承認を認めるか否か、認めるにすれば如何いふ風に之を認めるかを決定して貰はなければならぬと思ひます。

井野委員長 満系の方に御聴き致し度いのでありますが父の債務は子が還す慣習がある由ですが、その債務が百圓とか千圓の額でなく何萬圓もある場合實際に子が負擔して還した例を知つて居られますか。

楊委員 父の借金は必ず子が還す慣習は現在でも實際に行はれてゐますが、父の負債が多額で何萬圓もありその子に於て返済する能力がない場合は子としては父の負債を認めるが自分は支拂能力がなく返済することは出來ぬ債權者に相談致すのが普通ですが、この場合債權者としても本當に支拂能力がないことを認めましたならば、子孫の代迄支拂方を追及するやうなことをせず、仕方ないとして權利を拋棄するのが多いやうです。

井野委員長 日本でも父の債務を負擔した爲に汲々云つてゐる者は少くないのでありますが、結局實際の成行きに委してゐるやうな有様であつて、負擔した爲に本當に困つてゐる實例は少なく、大體相當な生活をしてゐるやうですが、其の儘放つて置いても何か結末が付いて行くのではないかと思ひます。

青木委員 放つて置いてよいと思ひます。そして経過を見て必要になれば其の時規定するやうにしたがよいと思ひます。

小木委員 御参考の爲に申上げて置きますが今度の負債整理法案には吃大片肉の精神を大分織込んで居ります。

千種委員 それでは限定承認については規定しないことにして、將來經濟生活が進み必要が生じたときに之が規定を設けることに致しませう。

「終」

親屬繼承法要綱

九五二

康德九年二月九日

本法ノ名稱

本法ヲ單行法トシ親屬繼承法ト名附ケルコト

親屬編

第一總則

一 親屬ノ分類

1 親屬ヲ同宗親、異宗親ニ分ケルコト

2 親屬ハ又血親、姻親及配偶者ニ分ケルコト

二 同宗親、異宗親

1 同宗親トハ次ノ關係アル者ヲ謂フモノトスルコト

(一) 男系血親ノ間

但シ婚姻、縁組ソノ他ニヨリ他ノ男系ノ家(異宗)ニ入ツタ者ハソノ宗ヲ失ヒ入ツタ家ノ宗ヲ取得スル

(二) 夫妻ノ間

(三) 妻ト夫ノ男系血親及ソノ妻トノ間、入夫又ハ婿嗣、養子ト妻ノ男系血親及ソノ妻トノ間

2 異宗親トハ前項以外ノ血親及姻親ヲ謂フモノトスルコト

三 血親、姻親

1 次ノ者ハ法定ノ血親トスルコト

(一) 嗣、養親子關係

嗣子又ハ養子女ト嗣親又ハ養親及ソノ血親トノ間ニハ血親間ニ於ケルト同一ノ親屬關係ヲ生ズルモノトスルコト

(二) 繼親子關係

左ノ者ノ間ニハ親子間ニ於ケルト同一ノ親屬關係ヲ生ズルモノトスルコト

(イ) 父ノ家ニ生レタ子女ト父ノ後妻デソノ家ニ在ル者トノ間

(ロ) 母ノ家ニ生レタ子女ト母ノ後夫デソノ家ニ在ル者トノ間

(三) 嫡母、非婚生子關係

妻ト夫ノ非婚生子ニシテ夫ノ認知シタ者トノ間ニハ母子間ニ於ケルト同一ノ親屬關係ヲ生ズルモノトスルコト

2 次ノ者ハ姻親トスルコト

(一) 血親ノ配偶者、配偶者ノ血親

(二) 配偶者ノ血親ノ配偶者

(三) 血親ノ配偶者ノ血親

四 親屬ノ範圍ト親等

何親等マデテ親屬トスルカハ特ニ規定セズ各場合ニツキ必要ニ應ジソノ範圍ヲ規定スルコト

第二家

五 家族ノ範圍

- 1 實質主義ニヨリ届出主義ニヨラナイコト
- 2 生計ヲ同ジクスル者ニ限ルコト
- 3 同宗ノ者ニ限ルコト、但シ妾ハ家族ニ準ズルコト

六 家 長

- 1 家長ノ資格
家産所有者デアアルコト
- 2 家長トナル順位
 - (一) 男ハ女ニ先ダツ
 - (二) 尊屬ハ卑屬ニ先ダツ
 - (三) 同輩間デハ長ハ幼ニ先ダツ
- 3 家長權ノ代行
 - (一) (イ) 家長ガ老病ソノ他ノ事情ニヨリ家務ヲ管理スルコトノ出來ナイトキハ、家長ハ家長權ノ代行者ヲ任命シ得ル

ヤウニシ日本ノ隱居ノ制度ハ認メナイコト

(ロ) 家長ガ家長權ノ代行者ヲ置カズ又ハ之ヲ置クコトノ出來ナイトキハ、親屬會ハ法院ノ許可ヲ得テ家長權ノ代行者ヲ選任スルコトヲ得ルモノトスルコト

(二) 家長ガ無能力デアアルトキハ家長權ノ代行者ヲ置クモノトスルコト

(三) (イ) 右(二)ノ場合ニ家長權ノ代行者トナルベキ者ノ順位ハ次順位ニ家長トナルベキ者ヲ以テシ次順位者ガ無能力デアアルトキハ更ニ次順位者ヲ以テシ、同ジ家ニ代行者トナルベキ者ノナイトキハ親屬會ハ法院ノ許可ヲ得テ代行者ヲ選任シ得ルモノトスルコト

(ロ) 前項ニヨリ家長權ノ代行者トナツタ者ガ老病ソノ他ノ事情ニヨリ家務ヲ管理スルコトノ出來ナイトキハ、法院ノ許可ヲ得テ辭任スルコトヲ得ルモノトシ、此ノ場合家長權ノ代行者トナルベキ者ハ更ニ前項ノ順序ニ從フベキモノトスルコト

(ハ) 前項ノ場合ニ家長權ノ代行者ガ辭任セズ又ハ辭任スルコトノ出來ナイトキハ、親屬會ハ法院ノ許可ヲ得テ更ニ家長權ノ代行者ヲ選任シ得ルモノトスルコト

4 家長ノ權限

- (一) 家族ノ監督保護
- (二) 家族ノ居所指定
- (三) 家族ノ婚姻及嗣、養子縁組ノ同意
- (四) 家族ノ離籍

(五) ソノ他家政ノ主宰

第三家 産

七 家産制度

慣習上アルガ儘ノ家産制度ヲ法制化スルコト

八 家産ノ構成

- 1 一家創立者ノ財産ハ家産トスルコト(但シ二人以上ノ者ガ共同テ一家ヲ創立シタ場合ハ家産ノ外特有財産ヲ所有スルコトヲ得ルモノトスルコト)
- 2 家産カ特有財産カ不明ノ財産ハ家産ト推定スルコト

九 家産ノ歸屬

家産ハ一家創立者、ソノ死亡後ハ繼承人ノ所有ニ屬スルモノトシ、一家創立者又ハ繼承人二人以上アルトキハソノ公同共有トスルコト

十 家産ノ管理及處分

- 1 家産ハ家長ガ管理處分スルモノトスルコト
- 2 家産ノ處分ニツイテハ他ノ共有者アルトキハソノ同意ヲ得ルコトヲ要スルモノトスルコト

十一 家ノ債務ノ辨濟

- 1 家ノタメニ生ジタ債務ハ全家産ヲ以テ辨濟スル責ニ任ズルモノトスルコト
- 2 家族ノ日常ノ生活ノタメニ生ジタ債務、家務ノ執行ニツキ他人ニ加ヘタ損害賠償債務モ右ニ準ズルコト
- 3 家産ヲ完済スルコトガ出來ナイトキハ各家産共有者ハソノ特有財産ヲ以テ連帶シテ辨濟ノ責ニ任ズルコト、シ自己ノ負擔部分ヲ超エテ辨濟シタ者ハ他ノ家産共有者ニ對シテ求償スルコトヲ得ルモノトスルコト

第四 婚 姻

十二 婚 約

- 1 婚約ニツイテ規定スルコト
- 2 主婚人制ヲ廢止スルコト
- 3 婚約適齡ヲ男滿十七歲、女滿十五歲トスルコト
- 4 男女トモ滿二十五歲ニ達シナイ者ハ父母ノ同意ヲ要スルモノトスルコト
- 5 婚約解除ノ原因ハ列舉セズ正當ノ事由アル場合トイフヤウナ概括規定ヲ設ケルニ止メルコト
- 6 婚約不履行ニヨル損害賠償ニツキ規定ヲ設ケルコト

十三 婚姻ノ制限

- 1 婚姻年齡

(一) 婚姻適齡ヲ男滿十八歲、女滿十六歲トスルコト

(二) 男女トモ滿二十五歳ニ達シナイ者ハ父母ノ同意ヲ要スルモノトスルコト

1 親屬結婚禁止ノ範圍

左ノ親屬間ノ結婚ハ禁止スルコト

(一) 直系血親及直系姻親

(二) 同宗親間デ傍系血親ハ八親等マデ、傍系姻親ハ輩分異ル者ハ五親等マデ

(三) 異宗親間デ傍系血親ハ輩分異ル者ハ五親等、輩分同ジ者ハ二親等マデ、傍系姻親ハ輩分異ル者ハ三親等マデ

十四 婚姻ノ形式

1 婚姻ハ公開ノ儀式ヲ擧ゲ且二人以上ノ成年者ノ立會ヲ要スルモノトスルコト

2 儀式ヲ擧ゲナイトキハ婚姻ハ民法ニヨル届出ニヨツテソノ效力ヲ生ズルモノトスルコト

十五 入夫婚姻

家産ヲ繼承シタ女ハ入夫婚姻ヲ爲シ得ルヤウニスルコト

十六 婚姻ノ一般的效力

1 妻ハ本姓ニ夫ノ姓ヲ冠シ入夫ハ妻ノ姓ニ改メルモノトスルコト

2 夫婦ハ同居シ互ヒニ協力扶助スベキモノトスルコト

3 妻ノ行爲能力

(一) 妻ハ自己ノ特有財産ニ關スル行爲及訴訟行爲ニツイテハ夫ノ同意ヲ要シナイモノトスルコト

(二) 身體ノ拘束ヲ受クベキ契約又ハ營業ヲ爲スニツイテハ夫ノ同意ヲ要スルモノトスルコト

十七 夫婦財産制

1 夫婦財産制ニツイテハ簡單ニ規定スルニ止メルコト

2 夫婦分別財産制ヲトルコト

3 夫婦ノ何レニ屬スルカ分明デナイ財産ハ夫ノ財産ト推定スルコト但シ妻ガ家産ノ所有者デアルトキハ妻ノ財産ト推定スルコト

4 夫婦共同生活ノ費用ハ夫ノ負擔トスルコト但シ妻ガ家産ノ所有者デアルトキハ妻ガ負擔スルコト尙夫婦間デ別段ノ契約ヲシタトキハ之ニ從フコトニスルコト

5 夫婦ノ一方ガ日常ノ家事ニ關シ第三者ニ對シテ負擔シタ債務ハ夫婦連帶シテ辨濟スベキモノトスルコト

6 妻ノ特有財産ニツイテハ夫ノ管理、使用、收益權ヲ當然ニハ認メナイコト

十八 離婚

1 協議離婚ヲ認メルコト

2 協議離婚ハ書面ヲ以テシ且二人以上ノ成年ノ證人ノ署名アルコトヲ要スルモノトスルコト

3 書面ヲ作成シナイトキハ離婚ハ民法ニヨル届出ニヨツテソノ效力ヲ生ズルモノトスルコト

4 裁判上ノ離婚原因ニツイテハ日本民法改正案(第八十九條)ト略同様ノ規定ヲ設ケルコト(以下日本民法改正案ト稱スルノハ日本人事法案「親族編昭和十四年七月整理、相續編昭和十五年十一月整理」ヲ謂フ)

5 離婚シタ者ノ一方ハ相手方ニ對シ相當ノ生計ヲ維持スルニ足ルベキ財産ノ分與又ハ相當ノ扶養料ヲ請求シ得ルヤウ規定スルコト但シ離婚ガ専ラ又ハ主トシテソノ者ノ責ニ歸スベキ事由ニヨル場合ヲ除クコト

右ノ場合法院ハ離婚ニ至ツタ原因、當事者雙方ノ資力ソノ他一切ノ事情ヲ斟酌シテ財産ノ分與又ハ扶養料ノ支拂ヲ爲サシムベキヤ否並ニソノ額及方法ヲ定メルモノトスルコト

十九 妾

妾ニツイテハ直接規定セズ、唯間接ニ保護スル規定ヲ設ケルコト

第五 親 子

二十 實 子

- 1 嫡出子、庶子及私生子ノ別ヲ用ヒズ、婚生子ト非婚生子ニ分ケルコト
- 2 非婚生子ハ認知ニヨツテ婚生子ノ身分ヲ取得セシメルコト
- 3 生來ノ婚生子ト認知ニヨツテ婚生子トナツタ者ノ地位ハ平等トシソノ間ニ差別ヲ設ケナイコト
- 4 認知ノ手續ハ届出主義ニヨル、但シ養育シタトキハ認知シタモノト看做スコト

二十一 嗣 親 子

養子ノ外ニ宗祧ヲ繼承スルタメノ嗣子ニツイテ規定ヲ設ケルコト

二十二 立嗣者ノ資格

- 1 男又ハ家産ヲ繼承シタ家女デアアルコト
- 2 成年者デアアルコト
- 3 實男子又ハ嗣子ノナイ者デアアルコト

二十四 既婚者デアアルコトハ要件トシナイコト

二十三 嗣子ノ資格

- 1 男デアアルコト
- 2 嗣子ハ同宗親タルト異宗親タルトヲ問ハズ同宗カラ出タ血親中ヨリ立テルコトヲ要スルモ、正當ノ理由アルトキハ右以外ノ親屬又ハ親屬關係ノナイ者ヨリモ立テ得ル趣旨ヲ法文ノ規定ヲ考慮スルコト
- 3 親屬關係アル者ヲ嗣子トスルトキハ卑屬デアアルコトヲ要スルモノトスルコト
- 4 嗣子ハ嗣親ヨリ年少者デアアルコトヲ要スルモノトスルコト
- 5 獨子ハ他人ノ嗣子ト爲ルコトヲ得ナイモノトスルコト

二十四 死後ノ立嗣

- 1 被繼承人が遺言ヲ以テ立嗣スルコトヲ許スコト
- 2 立嗣者タル資格ヲ有スル者が死亡シタトキソノ者ノタメニ嗣子ヲ立テルコトヲ得ルモノトスルコト
- 3 (一) 死亡者ノタメノ立嗣權者及ソノ順位ハ左ノヤウニスルコト
 第一配偶者、第二父、第三母、第四祖父、第五祖母、第六實女、第七親屬會
 被繼承人ノ實女三人以上アルトキハ家ニ在ル者ヲ先ニシ、家ニ在ル者又ハ家ニナイ者ノ間デハ年長者ヲ先ニスルコト
 (二) 先順位ノ立嗣權者が精神障害ソノ他ノ理由ニヨリ立嗣權ヲ行使スルコトノ出來ナイトキハ次順位ノ立嗣權者ハ法院ノ許可ヲ得テ立嗣權ヲ行使シ得ルモノトスルコト
 (三) 被繼承人ノ死亡ノ時實女ガ十五歳未滿ノトキハ親屬會ガ立嗣權ヲ行使スルモノトスルコト

- 4 (一) 被繼承人ノ死亡後一年ヲ經ルモ嗣子ヲ立テナイトキハ次順位ノ繼承人ガ家産ヲ繼承スルモノトスルコト
- (二) 法院ハ正當ノ理由アルキハ立嗣權者ノ申請ニヨリ立嗣權ノ行使ニ付相當期間ノ猶豫ヲ許可シ得ルモノトスルコト
- 5 死亡者ノタメノ立嗣權者ハソノ順位ニ從ヒ右ノ期間繼承財産ヲ管理スベキモノトスルコト
- 6 親屬會以外ノ立嗣權者ガ立嗣スル場合ニハ右二十三ノ制限ニ從ツテ選定シ得ルヤウニスルコト但シ實女ガ立嗣スルニハ親屬會ノ同意ヲ要スルモノトスルコト
- 7 親屬會ガ立嗣スル場合ニハ死亡者ノ同宗ヨリ出タ血親(死亡者ノ養子ヲ含ム)ノ中ヨリ親屬關係ノ遠近、同宗ナリヤ異宗ナリヤ、ソノ他諸般ノ事請ヲ斟酌シテ選定スルコトヲ要スルモノトスルコト、但シ死亡者ト血親關係アル女ト結婚セシメル場合又ハ死亡者ノ女孀ニ限リ血親關係ノナイ者ヲモ嗣子ニ選定シ得ルモノトスルコト
- 8 右7ノ選定ガ著シク不當ナトキハ死亡者ノ家族又ハ利害關係アル親屬ハ選定ノ效力ヲ生ジタ日ヨリ六月内ニ法院ニソノ取消ヲ請求スルコトヲ得ルモノトスルコト

二十五 立嗣ノ手續

- 1 配偶者アル者ガ立嗣シ又嗣子トナルニハ配偶者ノ同意ヲ要スルモノトスルコト但シ死亡者ノタメニ立嗣スル出嫁女ハコノ限リテナイトスルコト
- 2 立嗣ハ書面ニヨリ且二人以上ノ成年ノ證人ノ署名アルコトヲ要スルモノトスルコト但シ嗣子トナス意思デ幼時ヨリ養育シタトキ又ハ死亡者ノタメノ立嗣或ハ遺言ニヨリ立嗣ニ基キ子トナツテソノ家ニ入ツタトキハ書面ヲ作成シナイ場合ニ於テモソノ效力ヲ認メル。幼時ヨリ養育シテ子トナシタ場合嗣親子ノ資格ヲ具備スルトキハ嗣子ト爲ス意思デ養育シタモノト推定スルコト

二十六 外立嗣ハ民籍法ニヨル届出ニヨツテモソノ效力ヲ生ズルモノトスルコト

二十六 嗣親子關係ノ解消

- 1 協議離縁ヲ認メルコト
 - 2 協議離縁ハ書面ヲ以テシ且二人以上ノ成年ノ證人ノ署名ヲ要スルモノトスルコト
 - 3 書面ヲ作成シナイトキハ離縁ハ民籍法ニヨル届出ニヨツテソノ效力ヲ生ズルモノトスルコト
 - 4 離縁原因ニツイテハ大體日本民法改正案第四百二十二條ト同様ノ規定ヲ設ケルコト
 - 5 離縁シタ者ノ一方ガ離縁ニヨツテ生活困難ニ陥ルベキトキハ相手方ニ對シ相當ノ金額ノ給與ヲ請求スルコトヲ得ルモノトスルコト但シ離縁ガ専ラ又ハ主トシテソノ者ノ責ニ歸スベキ事由ニヨル場合ヲ除クコト
- 右ノ場合法院ハ離縁ニ至ツタ原因、當事者雙方ノ資力ソノ他一切ノ事情ヲ斟酌シテ給與ヲ爲サシムベキカ否並ニ給與ノ額及方法ヲ定メルモノトスルコト

二十七 養 親 子

- 1 養親ノ資格
 - 成年者デアルコト
- 右ノ要件ノ外ハ制限テ設ケズ、女モ養子ヲナスコトヲ得ルモノトスルコト
- 2 養子女ノ資格

- (一) 親屬關係アル者ヲ養子女トスルトキハ卑屬デアルコトヲ要スルモノトスルコト
- (二) 養子女ハ養親ヨリ年少者デアルコトヲ要スルモノトスルコト

(三) 右ノ外ハ制限ノ規定ヲ設ケナイコト
3 收養手續

- (一) 配偶者アル者ガ養子女ヲ爲シ又ハ養子女トナルニハ配偶者ノ同意ヲ要スルモノトスルコト
- (二) 收養ハ書面ニヨリ且二人以上ノ成年ノ證人ノ署名アルコトヲ要スルモノトスルコト、但シ養子女ト爲ス意思ヲ以テ幼時ヨリ養育シタトキハ此ノ限りテナイトスルコト、幼時ヨリ養育シテ子女ト爲シタ者ニシテ嗣子トナラナイ者ハ養子女トスルコト

(三) 右以外ノ場合ニ於テハ收養ハ民籍法ニヨル届出ニヨツテモソノ效力ヲ生ズルモノトスルコト

4 養親子關係ノ解消ニツイテハ嗣親子關係ノ解消ト同様ニスルコト

二十八 婿嗣子及婿養子

婿嗣子又ハ婿養子ノ名稱ハ特ニ法文ニ用ヒナイガ左ノ場合ヲ認メルコト

- 1 女婿ヲ嗣子又ハ養子トスルコト
- 2 嗣子又ハ養子ヲ家女ト婚姻セシメルコト
- 3 家女ト婚姻セシメルト同時ニ嗣子又ハ養子ニスルコト

二十九 親 權

- 1 子女ヲ監護教育スベキ社會的義務本位ニ規定スルコト
- 2 親權ノ内容ハ日本民法改正案ニ準ジテ規定ヲ設ケルコト
- 3 獨立ノ生計ヲ立テル能力者デナイ子女ハソノ家ニ在ル父母ノ親權ニ服シ親權ハ父ガ行フモノトスルコト

- 4 實父母ト嗣養父母トアルトキハ嗣養子ハ嗣養父母ノ親權ニ服スルモノトスルコト
- 5 庶子ハ嫡母ト生母ノ親權ニ服シ嫡母ガ親權ヲ行フモノトスルコト但シ嫡母ノ親權行使ガ著シク不當ナトキハ法院ニ矯正ヲ求メ得ルヤウニスルコト

第六 監 護

三十 被監護人

未成年者、禁治産者及準禁治産者ニツキ監護ニ付スルヤウ規定スルコト

三十一 監護人及監護監督人

- 1 監護監督人制度ヲ認メルコト
- 2 監護人及監護監督人ニツイテハ日本民法改正案ヲ参照シテ規定スルコト

第七 扶 養

三十二 扶養權利義務者

- 1 次ノ親屬ハ互ニ扶養ノ義務ヲ認メルコト
 - (一) 直系血親間
 - (二) 夫婦ノ一方ガ他ノ一方ノ直系血親ト生計ヲ同ジクスル場合ソノ相互間
 - (三) 兄弟姉妹間

(四) 家長家族間

(五) 家族間

2 法院が特別ノ事情アリト認メルトキハ右以外ノ親屬間ニモ扶養ヲナスコトヲ命ズルコトヲ得ルモノトスルコト

三十三 扶養ノ順序

1 扶養ヲ爲スベキ者又ハ扶養ヲ受クベキ者二人以上アル場合ニ於ケル扶養ノ順序ニツイテハ原則トシテ當事者間ノ協議ニ委セ、法文ニ煩雜ナ規定ハ設ケナイコト

2 協議調ハナイトキ始メテ法院が親屬關係ノ親疎、尊卑、男女ノ別、同一ノ家ニ在ルヤ否及資力ソノ他一切ノ事情ヲ斟酌シテ扶養ノ順序ヲ定メルモノトスルコト

三十四 扶養ノ程度及方法

扶養ノ程度及方法ニツイテモ扶養ノ順序ノ場合ト同様ノ趣旨ヲ規定スルコト

第八親 屬 會

三十五 親 屬 會

親屬會ニツイテハ大體日本民法改正案ニ準ジテ規定スルコト

繼 承 編

第一宗 祚 繼 承

一 宗祚繼承

宗祚繼承ニツイテハ多クヲ慣習及道德ニ委セ詳細ナ規定ハ設ケズ、唯祖先尊崇ノ精神ヲ涵養スルタメニ祖先ノ祭祀ニツイテ道德的ナ規定ヲ考慮シ且宗祚繼承ノ精神ヲ立嗣ノ制度ニ取入レテ簡單ニ規定スルニ止メルコト

第二家 産 繼 承

二 家産ノ繼承開始原因

1 家産所有者ノ死亡

2 (一) 家産ヲ繼承シタ實女ガ入夫婚姻シタ場合ニ、死亡者ノタメノ立嗣權者及婚姻ノ當事者ガ、入夫ヲ死亡者ノ嗣子トスル旨ノ意思表示ヲシタトキ
此ノ場合實女ハ家産ノ一部ヲ留保シテ特有財産ト爲スコトヲ得ルモノトスルコト

(二) 入夫ヲ嗣子トスル旨ノ意思表示ノナイトキハ入夫婚姻ニヨリ家産繼承ハ開始シナイモノトスルコト

3 (一) 家産ヲ繼承シタ嗣子ノ縁組ノ取消又ハ離縁

(二) 家産ヲ繼承シタ入夫ノ入夫婚姻ノ取消又ハ離婚

4 (一) 家産所有者ガ家ヲ去ルトキ

但シ左ノ場合ヲ除クコト

(イ) 出嫁スル實女、及入夫トナツテ出ル者ニシテ嗣子トナラナイ男子ニツイテハ後ニ三ニ掲ゲル第八ヨリ先順位ノ繼承人ノナイトキ

(ロ) 家産所有者タル男子ガ右(イ)、以外ノ原因テ家ヲ去ル場合ハソノ家ニ法定ノ繼承人ノナイトキ

(ハ) ソノ他ノ者ニツイテハ法定ノ繼承人ノナイトキ

(二) 右3(一)及4(一)ノ事由ニヨツテ家産ノ繼承ヲ開始スベキ場合ニハ右事由ニヨツテ家ヲ去ツタ者ノ被繼承人ノ家産繼承人タルベキ者ガ右家産ヲ繼承スルモノトスルコト

右3(二)ノ事由ニヨツテ家産ノ繼承ヲ開始スベキ場合ニハ入夫ノ妻ガ家産ヲ繼承スルモノトスルコト

(三) 妻又ハ家女ノミガ家産ノ所有者デアルトキハ不動産又ハ重要ナ動産ノ處分ニハ親屬會ノ同意ヲ要スルモノトスルコト

(四) 家産ヲ繼承シタ妻又ハ家女ガ立嗣セズシテ復籍、再婚又ハ出嫁シ之ガタメ絶家トナル場合ニハ、同宗ノ直系尊屬、之ノナイトキハ親屬會ノ同意ヲ得ルコトヲ要スルモノトスルコト

三 家産繼承人ノ範圍及順位

1 被繼承人ノ左ノ親屬ハ左ノ順位ニヨツテ家産繼承人トナルモノトスルコト

第一 實男子

第二 未出嫁ノ實女

第三 配偶者

第四 父

第五 母

第六 祖父

第七 祖母

第八 出嫁シタ實女、入夫トナツテ出タ者ニシテ嗣子トナラナイ實男子

第九 兄弟

第十 未出嫁ノ姉妹

第十一 ソノ家ニ在ル他ノ家産所有者

2 右1ノ適用ニツイテハ

(一) 嗣親子關係ハ實親子關係ト同一ニスルコト

(二) 嗣子トナル入夫ハ一般ノ嗣子ト同一ニスルコト

(三) (イ)ノ婚姻又ハ縁組等ニヨリ他家ニ入ツタ者トソノ實家ノ父母ソノ他ノ親屬トノ間ニハ相互ニ繼承權ヲ認メナイコト、但シ右第八順位ニ在ル者ガ繼承スル場合ヲ除クコト

(ロ) 子女ト分家以外ノ原因ニヨリソノ家ヲ去ツタ實母又ハ實父ソノ他ノ親屬トノ間ニハ相互ニ繼承權ヲ認メナイコト

(ハ) 認知ニヨツテ婚生子トナツタ子女ガ家産所有者タル場合之ニツイテ家産繼承ガ開始シタトキハ嫡母ハ庶母ニ先ンズルモノトスルコト

(四) 第四乃至第七及第九乃至第十一順位ノ繼承人ハ妻ガ被繼承人デアルトキハ夫ノ親屬ニツイテ適用シ入夫又ハ婿嗣、養子ガ被繼承人デアルトキハ妻ノ親屬ニツイテ適用スルコト

3 代襲繼承

第一順位又ハ第二順位ノ繼承人ガ繼承開始前ニ死亡シ又ハソノ繼承權ヲ失ツタ場合ニソノ者ニ直系卑屬又ハ配偶者アルトキハ、右1ニ掲ゲル順序ニ從ヒ之ニ代ツテ繼承スルモノトスルコト

四 實女ノ繼承權

1 先順位ノ繼承人アルタメ被繼承人ノ實女ガ家産ヲ繼承シナイ場合ニハ、家産ヲ繼承シタ者ハ繼承開始ノ當時、繼承財産中ヨリ之ニ相當額ヲ給與スルコトヲ要スルモノトスルコト

2 右ノ相當額ハ繼承財産ノ状態、子女ノ數、繼承人ガ實男子デアルカ嗣子デアルカ、被繼承人ヨリ贈與ヲ受ケタカドウカ、ソノ他一切ノ事情ヲ斟酌シテ定メルコト

3 右二ノ4(一)ニヨツテ家女ガ出嫁スル場合ニ於テモ右ニ準ジテ之ニ相當額ヲ給與スルコト

五 養子女ノ繼承權

養子女ハ繼承權ヲ有シナイモノトシ、繼承人ハ各種ノ事情ヲ考慮シテ相當額ヲ給與スベキモノトスルコト

六 妻ノ繼承權

1 先順位ノ繼承人アルタメ、被繼承人ノ妻ガ家産ヲ繼承シナイ場合ニハ、家産ヲ繼承シタ者ハ繼承開始ノ當時繼承財産中ヨリソノ妻ノタメニ相當額ノ財産ヲ養贖費トシテ控除スルコトヲ要スルモノトスルコト

2 右ノ相當額ハ繼承財産ノ状態、妻ノ資力及職業ソノ他一切ノ事情ヲ斟酌シテ妻ノ相當ノ生計維持ヲ標準トシテ定ムベキモノトスルコト

七 妻ノ繼承權

被繼承人ノ妻ニハ繼承權ヲ認メナイコト、但シ被繼承人ノ生前ニ受ケタ扶養ノ程度、被繼承人カラ贈與ヲ受ケタ財産ソノ他一切ノ事情ヲ斟酌シテ相當額ヲ給與スベキモノトスルコト

八 家産繼承人ノ繼承分

1 同一順位ニ在ル繼承人ハ家産ヲ均分スルモノトスルコト

2 實男子ハ正妻ノ子妾ノ子又ハ認知ヲ受ケタ非婚生子ノ區別ナク、又年齢ノ長幼ヲ問ハズ總テ平等ノ繼承分ヲ有スルモノトスルコト

3 共同繼承人中被繼承人ヨリ遺贈ヲ受ケ又ハ結婚、分家ノタメ若ハ生計ノ資本トシテ贈與ヲ受ケタ者ガアルトキハ特別ノ意思表示ノナイ限り被繼承人ガ繼承開始ノ時ニ有シタ財産ノ價額ニソノ贈與ノ價額ヲ加ヘタモノヲ繼承財産ト看做シ、ソノ繼承分ノ中ヨリ右ノ遺贈又ハ贈與ノ價額ヲ控除シ、ソノ殘額ヲ以テソノ者ノ繼承分トスルコト

九 家産繼承人ノ缺格、廢除及ソノ回復、取消

1 左ノ事由アルトキハ繼承人タル資格ヲ失フモノトスルコト

(一) 故意ニ被繼承人又ハ繼承人トナルベキ者ヲ死ニ致シ又ハ死ニ致サウトシタ爲刑ノ宣告ヲ受ケタトキ

(二) 詐欺又ハ脅迫ニヨツテ被繼承人ヲシテ繼承ニ關スル遺言ヲ爲サシメ又ハ之ヲ取消若ハ變更セシメタトキ

(三) 詐欺又ハ脅迫ニヨツテ被繼承人ガ繼承ニ關スル遺言ヲ爲スコトヲ妨害シ又ハ其ノ取消若ハ變更ヲ妨害シタトキ

(五) 被繼承人ノ繼承ニ關スル遺言書ヲ偽造、變造、隱匿又ハ湮滅シタトキ

2 左ノ事由アルトキハ被繼承人ハ其法定ノ繼承人ノ廢除ヲ法院ニ請求スルコトヲ得ルモノトスルコト

- (一) 被繼承人ガ繼承人カラ著シク不當ヲ待遇ヲ受ケタトキ
- (二) 繼承人ニ家名ヲ漬スベキ著シイ不行跡ガアツタトキ
- (三) 繼承人ガ浪費者トシテ準禁治産ノ宣告ヲ受ケ改悛ノ望ノナイトキ
- 3 繼承人ノ資格ヲ失ツタ者ノ回復及繼承人タルコトヲ廢除セラレタ者ノ取消ヲ爲シ得ルヤウ規定ヲ設ケルコト
- 十 家産繼承ノ效力
- 二人以上ノ繼承人ガ共同シテ家産ヲ繼承シタ場合ニハ家産ニ屬スル債務ハ連帶シテ辦濟スル責ヲ負フベキモノトスルコト

第三 分家及家産分割

- 十一 分家及家産分割ノ制限
- 1 被繼承人ハ遺言ヲ以テ繼承開始ノ時カラ十年ヲ超エナイ期間内家産ノ分割ヲ禁止スルコトヲ得ルモノトスルコト但シ繼承人ハ正當ノ事由アルトキハ法院ノ許可ヲ得テ右期間内デモ家産ヲ分割スルコトヲ得ルモノトスルコト
- 2 (一) 直系尊屬ノ生存中分家スルニハソノ同意ヲ要スルモノトスルコト
(二) 家産ヲ繼承シタ家女又ハ妻ガ分家ヲスルニハ右ノ外家長ノ同意ヲ要スルモノトスルコト
- 3 墳墓、祠堂、祭具其ノ他之ニ類スルモノハ分割シ得ナイモノトスルコト
- 十二 家産分割ノ手續、效力ソノ他
- 1 家産分割ニハ書面ヲ作成シ且二人以上ノ成年ノ證人ガ立會ヒ之ニ署名スルコトヲ要スルモノトスルコト
- 2 家産分割ハ分割ノ時カラ效力ヲ發生スルモノトシ遡及效ヲ認メナイコト

- 3 家産分割ニツイテハ右ノ外ハ大體援用民法ノ遺産分割ニ關スル規定ノ趣旨ニ從ヒ規定ヲ設ケルコト

第四 特有財産ノ繼承

- 十三 特有財産繼承人ノ範圍及順位並ニ繼承分
- 1 特有財産繼承人ノ範圍及順位並ニ繼承分ニツイテハ宗祧ノ點ヲ考慮セズ男女ニヨリ又ハ同宗親ナリヤ異宗親ナリヤニヨリ區別ヲ設ケナイコト
- 2 被繼承人ノ左ノ親屬ハ左ノ順位ニヨツテ特有財産繼承人トナルモノトスルコト
 - 第一 子女、嗣子、養子女及配偶者
 - 第二 父母
 - 第三 兄弟姉妹
 - 第四 祖父母
 - 第五 ソノ家ニ在ル家産所有者
- 第一順位ニ掲ゲタ子女、嗣子及養子女ニツイテハソノ者ノ直系卑屬又ハ配偶者ノタメニ代襲繼承ヲ認メルコト
- 3 繼父母ト繼子女、嗣父母ト嗣子、養父母ト養子女ハ實親子ト同様、相互ニ特有財産ノ繼承ヲ認メルコト
- 4 嗣子又ハ養子女ト實家ノ父母ソノ他ノ親屬トノ間ニハ相互ニ特有財産ノ繼承權ヲ認メナイコト
子女ト分家以外ノ原因ニヨリソノ家ヲ去ツク實母又ハ實父ソノ他ノ親屬トノ間モ亦同様ニスルコト
- 5 認知ニヨツテ婚生子トナツタ子女ハ實母トノ間ニハ相互ニ特有財産ノ繼承權ヲ認メルモ、嫡母トノ間ニハ相互ニ特有財産ノ繼承權ヲ認メナイコト

- 6 妾ノ繼承權ニツイテハ家産ノ繼承ニ準ジ相當額ヲ給與スルモノトスルコト
- 7 特有財産ノ繼承分ハ同一順位ノ者ハ平等トスルコト
- 14 特有財産繼承人ノ缺格及廢除
特有財産繼承人ノ缺格及ソノ資格回復、廢除及ソノ取消ハ家産繼承人ノ場合ト同一ニシ共通ニ規定スルコト

第五 限定繼承及繼承ノ拋棄

- 15 限定繼承及繼承ノ拋棄
 - 1 家産及特有財産ノ限定繼承ニ付テハ本法ニ規定ヲ設ケナイコト
 - 2 家産ノ第一及第二順位ノ法定繼承人ハ家産繼承ヲ拋棄シ得ナイモノトスルコト
ソノ他ノ繼承人ノ繼承ノ拋棄ニ付テハ簡單ニ規定ヲ設ケルコト

第六 繼承人ノ曠缺

- 16 繼承人ノ曠缺
 - 1 繼承開始原因發生ノ當時家産ノ繼承ニツイテハ法定ノ繼承人及遺言ニヨル嗣子無ク特有財産ノ繼承ニツイテハ法定ノ繼承人ノナイ場合又ハ此等ノ者ガ家産又ハ特有財産ノ繼承ヲ拋棄シ或ハ此等ノ者ノ有無不明ノ場合ヲ繼承人ノ曠缺トシテ、法院ハ利害關係人ノ申請ニヨリ又ハ職權ヲ以テ繼承財産ノ管理人ヲ選任スベキモノトスルコト
 - 2 家産繼承人ノナイコトガ明白ナ場合ハ親屬會ハ一年内ニ立嗣スルコトヲ要シ右期間内ニ立嗣シナイトキハ直チニ清算手續ニ移ルモノトスルコト

續ニ移ルモノトスルコト

- 特有財産繼承人ノナイコトガ明白ナ場合ハ直チニ清算手續ニ移ルモノトスルコト
- 3 家産又ハ特有財産繼承人ノ有無不明ノトキハ公示催告手續ニヨリ繼承人ノ搜索ヲ爲シソノ手續完了後仍繼承人分明ナルニ至ラナイトキハ清算手續ニ移ルモノトスルコト、但シ家産繼承ノ場合ハ公示催告手續完了後二月内ニ親屬會ガ立嗣シナイトキニ限り清算手續ニ移ルモノトスルコト
- 4 財産管理人ハ繼承債務ノ辨濟ソノ他清算手續ヲ終了シタ後仍繼承人アルコトガ分明デナイトキハ、本法ノ規定ニヨリ被繼承人ノ家産又ハ特有財産中ヨリ相當額ヲ給與スベキ者ニ對シテ残余財産ノ一部又ハ全部ヲ給與スルコトヲ要シ、ソノ額ハ法院ノ許可ヲ得テ定ムベキモノトスルコト
財産管理人ハ法院ノ許可ヲ得テ被繼承人ノ扶助ニヨツテ生計ヲ維持シタ者、ソノ他被繼承人若ハソノ家ト特別ノ縁故アツタ者、又ハ社寺ソノ他公益ヲ目的トスル施設ニ對シテ右ノ残余財産中ヨリ相當額ヲ贈與スルコトヲ得ルモノトスルコト
右ニヨツテ處分セラレナイ残余財産ハ國庫ニ歸屬スルモノトスルコト
- 5 以上ノ外ハ援用民法ノ繼承人ノ曠缺ニ關スル規定ヲ參照シテ簡單ニ規定ヲ設ケルコト

第七 遺言

- 17 遺言
 - 1 遺言ニツイテハ大體援用民法ニ準據シ尙日本民法改正案ヲ參照シテ規定スルコト
 - 2 遺言ノ證人タルベキ者ノ資格ヲ制限スルモ、之等ノ資格アル者ガ立會フコトノ出來ナイ場合ノ救済ノタメ無資格者ガ遺

言ノ證人トナツタ場合モ法院ガ遺言ノ真正ナコトヲ認メルトキハ利害關係人ノ請求ニヨツテ遺言ヲ有效トスルコトガ出來ルヤウ規定スルコト

3 遺言ガ甚シク不當デ遺言者ノ本意ニ出タモノト認メ難イ顯著ナ事由ガアルトキハ、法院ハ利害關係人ノ請求ニヨツテ遺言ノ全部又ハ一部ヲ無効トスルコトガ出來ルヤウ規定スルコト

第八・特 留 分

十八 特 留 分

1 特留分ニツイテハ一章ヲ設ケテ遺言ノ次ニ規定スルコト

2 家産ノ第一及第二順位ノ繼承人ハ特留分トシテ被繼承人ノ家産ノ三分ノ二ヲ受ケ、其ノ他ノ繼承人ハ家産ノ二分ノ一ヲ受ケルモノトスルコト

3 特有財産ノ第一順位ノ繼承人ハ特留分トシテ被繼承人ノ特有財産ノ三分ノ二ヲ受ケ、其ノ他ノ繼承人ハ特有財産ノ二分ノ一ヲ受ケルモノトスルコト

4 特留分ハ被繼承人ガ繼承開始ノ時ニ於テ有シタ財産ノ價額ニ當事者雙方ガ特留分權利者ニ損害ヲ加ヘルコトヲ知ツテ贈與シタ財産ノ價額ヲ加ヘ、其ノ中カラ債務ノ全額ヲ控除シテ算定スルコト繼承開始前一年内ニ爲シタ贈與ハ當事者雙方ガ特留分權利者ニ損害ヲ加ヘルコトヲ知ツテ爲シタモノト推定スルコト

5 特留分ヲ保全スルニ必要ナ限度デ繼承分ノ指定、遺贈、右4ノ贈與及之ト同一視スベキ生前處分ニ對シテモ減殺シ請求ヲ爲シ得ルヤウニスルコト

6 以上ノ外特留分ニツイテハ日本民法改正案ヲ參照シテ規定ヲ設ケルコト

家事審判所

家事審判所ノ設置又ハ之ニ代ハルベキ手續ヲ考慮スルコト

第二次大委員會

日時 康德九年二月九日
場所 中央法衛正廳

委員長 最高法院長 井野英一

起草委員 司法部參事官 朱廣文、同 千種達夫

部内委員 司法部次長 前野茂、最高法院庭長 陳士杰、最高法院庭長 孫廷徽、新京高等檢察廳長 新京程義明、新京高等

法院長楊繼楷、最高法院庭長 下林義雄、新京高等法院次長 柴田健太郎、司法部民事司長 万歳規矩樓、最高法

院審判官 廣瀬通、司法部行刑司長 王夢齡、最高法院審判官 孫振輝、司法部參事官 新關勝芳

部外委員 參議 榮厚、參議府秘書局長 神尾式春、總務廳次長 松木俠、總務廳法制處長 青木佐治彦、興安局參事官 河

内由藏、地政總局審査處長 小木貞一、國立中央圖書館籌備處長 瀧川政次郎、新京法政大學教授 榎木馨、協和

會總務部長 菅原達郎、民生部厚生司長 曲秉善、協和會中央本部指導部長 王子衡

民間委員 滿洲重工業開發株式會社副總裁 馮函清、滿鐵調查部次長 阿部勇、三浦義臣、胡嗣瑗、筒井雪郎、菊竹稻穂

部内幹事 司法部民事司第二科長 土肥三郎、司法部民事司第三科長 鄒宗孟、司法部刑事司法務科長 童沂、司法部參事官

嘉村滿雄、最高法院審判官 韓其銘、新京區法院監督審判官 小石壽夫、司法部事務官 林鳳麟

部外幹事 法制處參事官 林喜泰、法制處參事官 歐陽慶一、法制處參事官 佐藤昌之、企畫處參事官 溝部孝、興安局參事

官 吳椿齡

民間幹事 滿鐵新京支社 戸矢雅彌

委員長挨拶

井野委員長 開會に際しまして御挨拶申上ます。大東亞戦争は我が精銳無比なる皇軍の奮闘によりまして赫々たる戦果を擧げつつ大勝利裡に進展してゐるのでありますが、この戦争は誰でもが考へるやうに長期戦となることは當然覺悟せねばならぬところでありまして、一方に於ては戦争を続け又一方に於ては平和の建設に邁進せねばならぬことは勿論のことではありますが、このやうな情勢下にある我が滿洲國司法部に於きましては、事態に善處すべく一方では戦時體勢に即應する立法準備に鋭意努力して之を終り、又一方に於ては民事法典審議委員會を設け親屬繼承法、負債整理法等の諸立案に當つてゐるのでありますが、着々その成果を擧げてゐるのであります。即ち康德六年二四回の小委員會を開き立案の大綱を定め、この大綱は同年六月二十三日大委員會に於て決定されまして立案の準備にかつたのであります。その後司法部内で立案に付て各種の會議を開きました。が、康德八年四月二十七日から七月二十六日迄の間に五十四回に互り審議を重ねまして愈々要綱案の基礎を作ることが出來たのであります。要綱案の起草は司法部の朱參事官、千種參事官、林事務官が中心となりまして、これを補助すべき人が参加して爲したのであります。要綱案に付更に検討を加へる爲め、康德八年七月二十九日から本年一月二十七日迄二十八回に互りまして小委員會を開催致しましたが、小委員會の委員、幹事は合計二十六名でありまして委員、幹事には司法部の職員が這入つてゐることは勿論であります。外部の方では參議府の神尾秘書局長、青木法制廳長、滿鐵の戸矢さん等も居られますがその間酷暑の際にも酷暑のさきも委員、幹事各位には皆揃つて御出席下さいまして和氣藹々裡に熱心に御審議して下さいました結果、今回御手許に御届け致しました要綱案を完成することが出來ましたので、今日は本委員會を開會する運となり、皆様

に御會ひする機會を得た次第であります。ここに特筆大書すべきことは各委員、幹事共よく開會時刻を嚴守して下さいまし

て、定刻には必ず審議を始めることが出来極めて熱心に御審議下さつたことであります。尙千種参事官は委員、幹事の熱心な御審議によつて出来ました要綱案を携へまして日本へ出張し親族相續法の専門家である穂積、中川兩教授に要綱案を説明し御検討を願つて来たのでありますが、兩博士も誠によく出来てゐるご感心せられた由で、之れは各位の御熱誠な御協力の賜ご喜んでゐる次第であります。慣習調査に付ては万歳民事司長より、要綱案に付ては満洲語で朱参事官より日本語で千種参事官より、後程御説明申上る筈でありますから、私は其説明を省略致し度いと思ひます。満洲國は建國以來親屬繼承法を有せず中華民國の親屬繼承法を援用して來てゐるのでありますが、この法律は餘り理想に走つて立法された感があり、中華民國にしても實際には適用されてゐない有様であります。満洲國にしてもこれをその儘適用することは出来ない實情にあるのでありまして、又一國家として獨立した以上國を作る本がなければならぬのでありますが、御存知の通り國の本は家であり家の本は人でありまして、この關係を明かにするのが親屬繼承の法でありますから國がある以上さうしても此の法律は作らねばならぬのであります。然し五族協和を建國の理想とする我が國に於きましては、國民全部に適用の出来る法律を作ることは大變困難な仕事でありまして、先づ第一に日本人を如何に取扱ふかが問題となるのであります。日本人も五族の一員であるから日本人も含めて全國民を對象として建國理想に従ひ立法しては其の意見がありました。我が國と日本帝國との間には條約がありまして日本人の身分に關する事項に付ては日本の法律に依ることになつてゐますし、又日本人と滿漢人との慣習も違ひますので之等を一丸とした法律は之に則應する情態の發生したる後のことに致し、先づ取敢ず滿漢蒙族に重きを置いて立法することになつたのであります。然し此等の民族を中心とした法律を作るが爲には先づ其民族の從來の慣習を調査することが必要であります。此の事は非常に困難なことでありましたが、幸にして事に當られた各位の熱心に因り調査が進み慣習の中心を掴むことが出来まして、この點に付ては確信を得ることが出来たのであります。そこでこの慣習調査の結果を基本にしてこれに建國の理想を併

せまして今度の要綱案が出来たのであります。此の要綱案の立案に付て特に重要なことは元來一般普通の取引立法は日本人の考へのみを基本にして立案するも大體に於て誤なきを得たのであります。親屬繼承法の立案に付ては日本人の頭のみを基にして考へることは絶対に出来ぬ性質のものであります。關係上、滿漢人の慣習に重きを置きこれに準理を按配して要綱案を作つたのでありますから、滿系の各位に御骨折を願つたことは非常なものであります。親屬繼承法の立法は仲々困難な仕事でありまして、日本、朝鮮、台灣に於ては數十年前より熱心な態度を以てその立案に着手致してゐるのであります。種々政治上の問題があることは云ひながら、未だ完成の域に達してゐないのであります。我が國に於ても其の事業の困難なることは他の地域に於けると同様ではあります。現在に於ては吾國として最も此事業の完成に必要な人材を具備して居り、現在の委員會の陣容を以てすれば必ず完成し得るものと信じてゐるものでありましてこの機會に是非完成して置かなければ他日にこのやうな好機會を得ることは到底望むことは出来ないと思つてゐますので、本日は各委員、幹事に於かれましては、熱心に要綱案の御審議を願ひ御意見のあるところは御遠慮なしに御開陳下さいまして、幸にして本要綱案を可決して戴くことが出来れば立法事務を順調に進めることが出来ることになるのであります。さうかよろしく御願ひ致します。尙本日本委員會を開催するに際しまして光榮に存じてゐますのは、朝鮮の喜頭京城覆審法院長、渡邊高等法院部長、高橋全院判事、堀部法務局事務官、關東州の關高等法院判官、渤海行政課長には御多忙中にも不拘遠路のところを操合せ御出席下さいましたことでありまして、何れ後程有益な御意見を拜聽さして戴くことが出来るものと存じてゐます。これを以て私の御挨拶を終ります。

慣習調査の経過報告

万歳委員 従来行ひました慣習調査の経過を簡単に御報告申上ます、只今井野委員長から御話がありました通り親屬繼承法の立案に際しましてはその法制の特質に鑑み立法の対象たるべき五族、中にも滿漢族の慣習調査を要することは言を待たぬところでありまして、今日迄の司法部の努力は殆んど慣習調査に向けられたと申しても過言ではないのであります。慣習調査を行ふに付て最も重要なことは調査項目を作成することでありまして、調査項目がよく出来てゐなければ調査を爲してもその結果は期待することは出来ず、索寞たるものになり充分な立法資料とはならぬのでありますから、調査項目の作成に付ては康德六年以來起草擔當參事官の絶大な努力があつたことを茲に申上げて置きます。先づ慣習調査の内容に付ては司法部が現在に出張して爲したものと法院協和會學校に依頼して爲したものと二つに分けることが出来るのであります。司法部の現地調査は康德六年度は興安四省に互つて各省二旗宛を選出し、更に熱河省の蒙古地方の二つの旗に於て蒙古人の慣習調査を爲し、翌七年度は全滿より代表的な地方として錦州、哈爾濱、延吉、奉天、吉林、齊々哈爾、蓋平、遼陽、營口の九箇所を選びまして、各二週間前後に互つて滿人、漢人、白系露人、朝鮮人に付て慣習調査を爲し、尙又康德八年度は雙城、通化、海拉爾に於て、雙城では滿人を主とし、通化では漢人、海拉爾では北方蒙古人に付、各民族の慣習を調査するに同時に、小委員會で決定致しました要綱案を實地に適用することの可否に付て調査を致しました。法院、協和會、學校等に依頼して爲しました調査は、法院關係は地方法院及特に重要と認められた區法院に依頼したものと合計三十三箇所、各法院の審判官にその各自の出身地又はその者の熟知してゐる地の調査を依頼したものと合計七十名でありまして、協和會關係は全國の各市、縣、旗の協和會事務所にその所在地の慣習調査を委囑致したのであります。これに關しては既に七十九箇所の事務所から報告書の提出を受けてゐます。次に學

校關係に付ては康德六年度は大同學院、建國大學、新京法政大學、吉林師道高等學校、王爺廟興安學院、扎蘭屯師道學校の學生に休暇を利用して各自の郷里又は實習地の調査を委囑し、特に新京法政大學は數次に互つて調査を委囑し翌七年度は全國の専門學校大學學生に休暇を利用して各地で親屬繼承に關する證書類の蒐集を依頼したのであります。これによつて集めました證書數は實に千百八十餘枚の多きに達し、法院、審判官、協和會より集めて頂いたものと合すれば千六百二十枚に上るのであります。以上慣習調査の結果は各々これを整理致しまして滿洲家族制度慣習と云つた様な標題にして、一卷を七、八百頁に纏め合計十一卷にして出版致す心算で着々その準備を進めてゐるのであります。本年中には三、四卷位は出版出来る豫定であります。これを以て慣習調査の概要の御説明を終ります。

立法方針の説明

朱委員長（次の千種委員の説明と畧同一につき省畧す）

立法方針の説明

千種委員 滿系委員の方々に對するのミ日系委員の方々に對するのミでは、多少説明の要點が違ひますから、私は主として日系委員の方々を目標として御説明申し度いミ考へます。朱委員の御説明ミ、多少繁簡の差のあるミところは御諒承願ひ度いミ存じます。

一 適用民族の範圍と統一法典 日本内地人、朝鮮人、台灣人については、それぞれ日本の法令によらしめ、滿、漢、蒙、回教等について統一法典を制定することにし、唯慣習を異にするものについては、多少慣習による餘地を残し、白系露人については大部を慣習に委ねることに致しました。

(一) 日本人 滿洲國は複合民族の國家でありまして、日本内地人、朝鮮人、滿洲人、蒙古人の所謂五族の外に、回教徒、白系ロシア人など種々の民族によつて國を爲して居ります。この度制定の親族相續法をこの範圍の民族に適用するかが先づ問題でありまして、殊に在滿日本人即ち在滿日本内地人、朝鮮人、台灣人に適用するか、どうか、重要な問題でありました。この點については日本司法省の意見も徴し、且滿洲國司法部及び委員會に於きましても慎重に研究を重ねました結果、先程も委員長からお話のありましたやうに在滿日本人は適用を除外することにしたのであります。日本大については、昭和十二年（康德四年）十一月五日の「滿洲國に於ける治外法權の撤廢及南滿洲鐵道附屬地行政權の移讓に關する日本國滿洲國間條約及附屬協定（甲）」に關する日滿兩國全權委員間了解事項の第一條第一號で、「日本國臣民の身分に關する事項に付ては滿洲國裁判所は日本國法令に準據すべきものとす」と定められてあります。ここに日本國臣民と言ふのは、日本内地人、朝鮮人、台灣人を含むのでありまして、この了解事項によつて、今日日本内地人、朝鮮人、台灣人の親屬相續に關する事項については、滿洲國の法院は日本國の法令に準據してゐます。即ち内地人については内地の親族相續法、朝鮮人については朝鮮人の民事令、台灣人については台灣の民事令を適用してゐるのであります。然し滿洲國は獨立の國家でありまして、在滿日本人は滿洲國を構成する重要な民族であります。これを滿洲國の親族相續法の適用から除外致して、外國法である日本の法令に據らしめることは、滿洲國の立場として面白くないのであります。共通の法律は共通の風俗習慣を造り、共通の道德的確信をも造り、これによつて民族は結ばれるのであります。今日慣習は異つてゐるまでも、將來日滿文化の接觸交流により互に感化を受け、習

も類似するやうになるであらうし、このやうに導き新しい滿洲國の國民性を造ることによつて、滿洲國各民族の協和と、新しい滿洲國の建設と育成が望める。これが日本人をも含めて統一的な法典を制定せねばならぬこの考へ方の根據であります。然し取引法のやうに、取引の安全のために法律を同一にせねばならぬといふ必要は親族相續法にはなく、また台灣人は滿漢人など慣習は餘り異なるところはありますが、日本内地人は後に要綱に説明致しますやうに滿漢人など慣習を異にするところが多く、朝鮮人も同族の制度は滿洲よりも堅く残つて居りまして、これを根本觀念とする同族結婚の禁止、祭祀相續（宗祧相續）、嗣子の制度などは滿洲と同じものが行はれてゐますが、財産相續などについては寧ろ日本に似たところが多く、その他につきましても滿漢人など異なるところが少なくないのであります。しかもこの度の立法は次に説明致します通り、各民族の慣習は出来るだけ尊重し、各民族が淳風美俗であるを考へてゐるところは案に改革しない方針であります。新しい國民性を造ることは理想かも知れませんが、まだその時期ではなく、民族の協和といふことも、各民族が互の慣習を理解し合ひ、尊重し合ふことによつて達せられるのであります。かやうに慣習尊重の立場をとりまします以上、慣習を異にする日本内地人、朝鮮人を滿漢人など同一法典を以て律することは不可能であります。と言つて日本内地人にはこう、朝鮮人にはこう、滿、漢、蒙古人にはこうと別々に法律を造ることも、却つて民族意識を強からしめて面白くなく、立法技術の上から種々の困難を伴ひます。また在滿日本人が滿洲の親族相續法の適用によつて生じた効力は、日本において身分上財産上如何なる效力を生ずるかが問題となりますし、當時日本内地人、朝鮮人、台灣人が滿洲國の國籍を有してゐたか否かは、たゞへ國籍法が出来ましても事實上疑はしい場合が少なくないのに拘らず、これにより適用を受ける法律が異りましては、事々に紛糾を來す原因にもなります。日本の立場を致しましても日本人が滿洲へ行くのは朝鮮、台灣などへ行くのと同じやうな氣持で行つてゐるに拘らず、異つた身分法の適用を受けては不安を感じせしめます。新しく滿洲國の國籍法が制定されまして、在滿日本人が滿洲國

の國籍を取得するこゝになりまして、日本人は日本の國籍を喪失させるこゝは出來ず、二重國籍を有するこゝになるでありません。日本人が日本の國籍を喪失しない限り、在滿日本人の身分に關する事項については、條約により依然日本の法令に準據せねばならぬものであります。旁々日滿一體の特殊事情から致しまして、滿洲が獨立國であるこの理論を推し通す必要はない。こゝいふ理由により、在滿日本人は從來通り日本の親族相續法、朝鮮、台灣の民事令に據らしめるこゝに致しました。

(二) 白系ロシア人 在滿白系ロシア人は現在では滿、漢、蒙古人と同様、民國の親族相續法が援用されてゐます。在滿白系ロシア人を滿洲國人と見るか否かは今日でも必ずしも明確ではありません。今滿洲國では國籍法の立案中でありませんが、これによれば當然滿洲國人とはせず、簡易な歸化の手續により滿洲國の國籍を取得するやうにしたいとの意見が有力であります。假に滿洲國人であるすれば當然滿洲の親族相續法が適用されますし、假に滿洲國人でないすれば無國籍人であり、それから、之亦居住地方たる滿洲國の親族相續法が適用されるこゝになります。何れに致しましても滿洲國の親族相續法の適用を免れません。こゝが現行の民國の親族相續法のやうに、慣習を無視して、歐米の個人主義に基いて出來た法律であれば、白系ロシア人に適用してもさしたる支障もありませんが、この度我々が考へてゐますやうに滿、漢、蒙古人などの慣習を尊重して造つた立法は、到底白系ロシア人に適用するこゝは出來ません。白系ロシア人には別箇に考慮するより外に途がありません。尤も在滿白系ロシア人は數においては少く、六萬人しかありません。然し少數であるからこの理由で放置するこゝは許されません。取引法のやうに取引するこゝにより始めて適用を受ける法律と異り、生れながらにして總ての人が適用を受ける法律でありますし、在滿白系ロシア人に如何なる政治を行ふかが、ソ聯におけるロシア人に如何なる影響を與へ、ひいては將來の大東亞建設に如何なる結果を齎すかを考慮しない譯にはいかなからであります。我々は彼等の慣習を尊重し、特に宗教を尊重しなければなりません。強いて滿洲化し、或は日本化しようとする狭い考へを持たず、廣い心を以て彼等を擁護するの襟度を

を示さねばなりません。そしてソ聯の政權の支配を離れて、大東亞建設の傘下に生活するこゝに喜びを感じしめるやうな政策をこゝる必要があります。

故に出來るならばその慣習に委ねるこゝに致したいのであります。こゝが同じく白系ロシア人と言つても各種の民族から成り、各種の宗教を信仰し、その慣習も同一ではありません。民族は大ロシア人が多數を占めてゐますが、小ロシア人・ユダヤ人・ポーランド人・ダツタン人・沿バルト海人(リトアニア・ラトヴィア・エストニア人)・コーカサス人・アルメニア人・ゲルヂー人・ドイツ系など多數の民族から成り、慣習も多少異なるこゝがあります。宗教もギリシヤ正教が最も多數を占めてゐますが、その他カトリック・ユダヤ・マホメット・プロテスタント・セクタンツといふ風に多數の宗派に分れ、結婚などについての慣習は宗派によつて異つてゐます。それで慣習に委ねるこゝにすれば、裁判に當りこれ等の異つた慣習を調査しなければならぬこゝになり、それは到底不可能であります。革命前の帝政時代の親族相續法に該當する部分の條文も全部翻譯しましたが、民族・宗教により法律を異にするこゝもありませんので、條文の數は千數百條に上り、關係條文を合せますと實に莫大な條文になりました。然も今日になつては舊くて實情に合ひません。歐洲大戰前二〇年の審議を経て議會に提出され大戰により審議未了になりました草案がありますが、これ亦前記のやうな事情から千數百條に上り煩雜に堪へません。白系ロシア人の辯護士・法學者・白系事務局の人々も種々相談致しました結果、これ等の人々の希望をしましては、現在援用してゐる民國の親族相續法は一部を除き、最も實情に適し、且十數年援用して來てゐるのであるから、これに據つて貰ひ度い。唯ロシア人にその觀念のない家系か親族會の規定は適用せず、滿漢人のやうに妻は夫の姓を冠するのではなく改めるこゝにし、夫婦財産制は分別財産をこゝり、宗教婚の效力を認めるやうにして貰ひたいとの意見でありました。それで現在のこゝこゝ、「白系ロシア人に對す親屬繼承の取扱の件」に言ふやうな別の規定を置いて新しく滿漢人などを目標として造りました。親族相續法中、白

系ロシア人に適用して差支へないものだけを適用し、他は白系ロシア人の慣習に據ることにし、白系ロシア人の慣習は何かを申しますと、民國の親族相續法が十數年行はれてゐますから、これが白系ロシア人の慣習だとも言ふことに致しまして、已むを得ないものだけ簡單に規定を設けることにしたらどうか考へてゐます。然しこれは今直ぐに決定しなければならぬ問題でなく、他の民族を目標として親族相續法を立案し、徐ろにその後の國際情勢を見た上で決定することに致しました。

(三) その他の民族 以上日本人・白系ロシア人を除いた他の民族、即ち滿・漢・蒙・回について統一法典を制定することに致しました。滿人・漢人とは風俗に尙些少の差はありますが、今日では殆んど變るどころがなく親族相續法を以て律する範圍では全く同一であると言つてよいのであります。蒙古人については初め同一法典で律することが出来るかどうかを案じ、詳細に慣習の調査を致しましたところ、今日でもまだ冠婚葬祭ほかその他の風俗で異なる箇所も少なくありませんが、親族相續法を以て律する範圍の慣習については殆んど差のないことを發見したのであります。宗祧の觀念は本來ありませんが、之に對應する滿漢人と同様の嗣子の制度はありますが、一夫多妻の制はありません、これ等も漢人と接觸してゐる箇所では大分漢人化されてゐます。家の觀念、親屬結婚禁止範圍、嗣子、財産相續、相續分、家産なき、基本的なきところは今日では殆んど同一でありまして、これを滿漢人と統一法典にするには何等支障がないのであります。現に本要綱案作成後昨年十月海拉爾で蒙古人の慣行を調査し且立法上の意見を徴しましたところ、この要綱案を施行して何等支障がないのみならず、寧ろ實情に合ふものとして歓迎を得たのであります。

回教徒の數は正確な統計はありませんが、現在滿洲に在るもの數は百萬に上る言はれ、少數の滿漢人であつて回教徒なつた者のあるのを除き、もニアラビヤ・バルカン方面から移住して來た別箇の民族である言はれてゐます。支那では回教徒を一つの民族として取扱ひ滿・漢・蒙・西蔵と共に五族の一つに數へてゐます。慣習は元來西洋的な色彩が強く、今日でも冠

婚葬祭を始めとして、職業、食物なども信仰と結びついて、滿漢人と異つた風俗を残し、親族相續法に關する規定も、經典その他註釋書に記載するところによれば、基本となる重要な點が殆んど全部滿漢人と異つてゐます。然るに親族相續法を以て律する範圍の慣習にして今日一般に行はれてゐるところは、滿漢人と異らず、これについての倫理觀念も亦同一であります。長い間の法律の力は恐いものであります。これが同時に後に述べる東亞新秩序建設の上に考慮しなければならぬところでもあります。例へば親族結婚禁止範圍についても、經典には滿漢人に見るやうな同族結婚の禁止、異輩分者の結婚禁止の制限はありませんが、今日では滿漢人と同様、これが慣習として行はれ、これについての倫理觀念も滿漢人と異なる箇所がありません。また本來は宗祧相續の制度もなく、經典では「他人の子を子とすることなし」として、嗣子、(日本の養子嗣)養子の制度はありませんが、今日では滿漢人と同様嗣子、養子の慣習がありまして、嗣子の資格制限も、滿漢人と同様同宗者、輩分相當者であることを要し、死亡者の爲に嗣子を立てる制度等も、總て滿漢人と同様の慣習が行はれ、その根據には滿漢人と同様宗祧相續の觀念が流れてゐます。或は女子の財産相續は經典では常に一定の割合で認めてゐますが、今日慣習では滿漢人と同様女子には財産の相續権がありません。かういふ風に、今日では親族相續法を以て律する範圍の慣習は滿漢人と同一でありまして、これを統一法典を以て律して支障のない結論に到達したのであります。

以上の理由で、日本内地人、朝鮮人、台灣人にはそれぞれ日本の親族相續法、朝鮮、台灣の民事令に據らしめ、白系ロシア人には別に考慮し、その他の民族につきまして統一法典を制定することに致しました。従つて次に述べます要綱は滿・漢・蒙・回等に適用することを目標として造つたのであることを御承知置き願ひたいのであります。

二 慣習の尊重 各民族の慣習はよく調査し、出来るだけ之を尊重し、東洋の淳風美俗を保存すると共に、法律と實生活とが遊離しないやうに努め、唯弊風と思はれる點は改革して文化の促進を計ることにしました。

何れの立法に當りましても、その地方の特殊性を顧慮し、その地方の慣習傳統を尊重する必要があることは言ふまでもありませんが、親族相續法のやうに、民族により慣習を異にし、且日常生活に密接な關係のある法律では、一層その必要がある譯であります。法は成るものにして造るべきものに非ずと言ふことが親族相續法については最も適切に言へます。(イ)若し慣習を無視して立法するやうなことがあれば、法律は實生活に遊離して行はれません。民國の親族相續法が施行せられて十年餘これが世に行はれてゐないことによつても明瞭であります。また此のやうに實生活に離れ、國民の法的確信を異る法律は社會の不安を招き、裁判の結果が國民の信するところを異るべき、國民の法律及び裁判に對して抱く不信は恐ろしい結果を生じます。(ロ)また一つの慣習もその背景を爲す種々な社會事情の上に立つてゐることを忘れてはなりません。それでこれを改革せばその背後の各種の社會事情を改革せねばならぬことになり、影響を及ぼすところが多いのであります。従つてこれ等の背後の社會事情をよく認識し、その改革が望まれる場合でなければ慣習を異る法律を造ることが出来ないと思ひます。後で要綱で説明しますやうに、例へば女子の財産相續權を認めてゐること、その背後に家族制度維持のための種々の社會事情があり、宗祧相續、嗣子の制度も背後に男系中心主義の祖先の祭祀不斷といふ強い倫理觀念が存在します。それでこれ等の背後の社會事情を認識せずに案に改革することは避けねばならないと考へます。(ハ)また親族相續法は國民の倫理、道德、宗教にも密接な關係がありまして他民族から見れば弊風と考へられることも、その民族から見れば淳風美俗である場合が少なくありません。例へば何代を経ても男系の血族は結婚出来ないといふ同宗結婚の禁止、何代を経ても輩分の異なる異姓の親族にも結婚の出来ないといふ異輩分者の結婚禁止の慣習のやうなものは、日本人には首肯の出来ない慣習であります。支那、滿洲はこのやうな結婚は倫理道德に反するもので深く恥として、三千年來傳統として國民の心裡に深く浸み込んでゐるところであります。若しこれ等を急激に革めるやうなことがあれば、明治の始め歐洲の制を以て日本民法を制定しやうとして、「民法出で

忠孝仁ぶ」の猛烈な反對が起つたと同じやうに、「民法出で、道德仁ぶ」の感を懐かしめ、何等の益もなくして、徒らに民心を刺戟する結果となるのであります。(ニ)更にその國民性を考へる必要があります。日本は古來佛敎思想を取入れ、支那法を受継ぎ、歐米法を輸入し、よく異國文化を攝取し、之を同化して來ましたが、支那人は古來改革を好まぬ民族でありまして、今日家族制度も已に三千年前の周時代に源を發し、爾來先王の道を墨守することを以て道德であるを考へ、三千年來この法燈を守つて來てゐるのであります。然も古來法治を卑み、徳治を理想とし、爲政者は陰に法治を行ひつつも、陽に徳治を標榜して來ました。それで案に法を以て改めることは、國民性に反し、民心を收攬する所以ではありません。(ホ)將來において滿洲國の新しい國民性を造ることは我々も理想ではありませんが、今日の情態ではまだ民心を離反せしめないやうにしつつ多少の改革を加へることで精一杯であります。今日立法が立法者の恣意に出たものとして、多數國民の同情を失ひ反感を買ふ好ましくない結果を生じます。のみならず、北支、蒙疆の漢人、蒙古人は、滿洲の漢人、蒙古人血の繋りを持つてゐるのでありまして滿洲を如何に建設するかは、北支蒙疆の建設の上に直ちに響き、引いては大東亞の建設の上に大きな影響を及ぼすことを考へねばなりません。かういふ點から滿洲國の親族相續法の立案に當つては慣習を尊重する立場をこることにしました。然し他面滿洲國は各民族が協和して、新しい立派な國家を造ることが建國の理想でありますから、歐洲諸國が殖民地に對して爲し來つた政策のやうに、總てを慣習に放任して文化の促進を計らぬ態度は我々のみらないところでありませぬ。從來の弊風であると思はれるところは徐々に改革し、また新しい方面へも進むことの出来る途を拓き、文化の促進を計らねばなりません。例へば妾は間接には保護して急激な改革は避けませんが、直接には法文には規定せずして、漸次教育を以て改革して行くや嗣子にし、嗣子となる者の資格の制限を幾分緩和したり増養子の途を拓き、新しい方面へ向ふことの出来る途を拓き、從來女子は全然財産の相續權のなかつたものを、新しく家産相續人は女子に相當額の財産を給與することを要することにし、男子のないとき

は女子に家産の相続権を認め、特有財産については男女平等の相続権を認め、新しく女に死亡した父のために嗣子を立てる権利を認める等、女子の地位の向上を計ることに致しましたのも、この理由によるのであります。

三 東亞新秩序の建設 東亞新秩序の建設に適合するやうに考慮することに致しました。

今日大東亞共榮圏内に在る諸國は一體となり大東亞新秩序のために邁進してゐます。そして東亞の諸民族は西洋の個人主義と異り、家を中心とする家族主義をこり、共通な東洋道義の上に立つてゐます。私共は白系ロシア人の慣習を調査しましたが、西洋の個人主義と東洋の家族主義とは全く根本を異にし白系ロシア人の慣習を調査して始めて、東洋の家族主義が分つたやうな気がしたのであります。これ程西洋と東洋とは道義を異にしてゐるのでありますから、道義を同じうする東洋は互に協調連絡して東洋道義に基く親族相続法を造り、東亞新秩序建設の一翼を擔ふ必要があると考へます。殊に今日大東亞共榮圏内にある日本、朝鮮、台灣、滿洲は何れも親族相続法の改正又は立案に着手してその完成を急ぎつつあり、關東州も將來考へねばならぬ問題であり、蒙疆においても同様でありませう。北支も董康氏は親族相続法の改正案を委員會に提出されましたが、立法は新しい中華民國政府において統括してゐるため、これが早急な實現は望めないであらませうからしばらく別として、せめて日・鮮・台・滿・關東州・蒙疆の間だけでも、協調連絡して、東亞の新秩序の建設に適合するやうに共通の目的に向つて立法して行きたいものであります。

(イ) 滿洲のやうに關東州・北支・蒙疆と境を接し、然も之等が同一の民族で、互に血の繋りを持ち、相互に往來の激しいところに在つては、當時その者が何れの國に屬してゐたか不明確な場合多く、然もこれによつて適用を受ける法律が異つたのでは、事々に紛糾を來す恐れがあります。(ロ) 司法上の共助を行はねばならぬ場合も生ずるであらませうし、離婚と親族會の招集などを他の國で行ふのが便利な場合もあるであらませうが、法律の内容が余りに異り、且之を理解することに餘りこ

困難でありますならば、實際問題として、他の國で之を行ふことが不可能になります。(ニ) 東亞共榮圏内に在る司法官辯護士なども、將來大いに交流すべであるを考へますが、法律の内容が、異つたのでは、その交流を困難にし、(三) 法律を學ぶ者にとつても負擔を重くし、(ホ) 共通の法律は長い間には共通の風俗と慣習を造り、共通の道德的確信に導くことは前にも述べたところではありますが、これが各民族を結びつけ、東亞共榮圏内の結束を堅うする上に力あることも否めません。それで無理の伴はない限り、同一になるものは同一に立法することを考へねばならないと考へます。然しことに同一に立法すると言つても、慣習を無視してまでも同一にしようといふ趣旨ではないことは勿論であります。前に述べましたやうに、あくまでも慣習を尊重しつつ、同じく東洋道義の上に立つて、無理の伴はぬ限り、同一になるものは同一にしようと言ふに過ぎないのであります。また慣習を尊重しながらも、時代の變遷と共に多少改革を必要とする部分も生じて來ます。例へば、親族結婚の禁止範圍をどの程度に制限するか宗祧相続について規定するかさうか、嗣子(養嗣子)の資格をさう定めるか、死亡者のために嗣子を立てることを認めるか、女子に財産の相続権を認めるか、之等を認めるにすればどの程度に認め、さういふ風に規定するかは、滿・鮮・台・關東州・北支・蒙疆何れにも共通の問題であります。今日では慣習を同じくするため、同一に立法し得るものが連絡なしに別々に立法するやうなことがあれば、立法によつて別々の方向に引つばるることになり、一つに統一されるものを立法によつて却つて引離すことになり、凡そ東亞新秩序建設の理想に背馳する結果になります。尙親族相続法の立法についても、可成技術的なところがあり、世界共通の理論の上に立つてゐるところもあります。慣習を異にするところによつて生ずる差は已むを得ないにしても、かゝる技術的又は理論的な點での差はなるべく避けたいと思ひます。

親族相続法を立案しつつある東亞共榮圏内の各部は、今日協調連絡することによりまして、無理の伴はぬ限り同一になるもの

は同一にし、更によい案を作成し、東亞新秩序建設の理想に適合するやうに致したいものであります。本日は朝鮮、關東州からも遠路態々然も多數本會議に御参列下さいましたことは、この意味において起草委員としても厚く感謝する次第であります。

四 道義人倫の尊重 道義人論に基き立法し、權利本位に墮せず、道徳的色彩を多く取入れることにしました。

道義人倫に基き立法する要のあることは、ひゞり親族相續法のみではありませんが、親族相續法は國民の倫理道徳に頗る密接な關係のある法律でありまして、夫婦・親子・家族の關係は單に權利義務の觀念を以て律し去ることは出来ませんし、またそれは適當ではありません。夫權・親權・家長權なども、夫の權利、親の權利、家長の權利といふ考へ方は今日では當てはまらなくなりまして、夫の妻のためにする義務、親の子のためにする義務、家長の家族のためにする義務と言ふ風に、義務の方面から考へねばならなくなりました。否かやうな關係を抑々權利義務の表現を以てすることにそれ自體が適當ではありません。それでこの度の立法は内容において道徳的な色彩を多分に取入れると共に、表現においても、權利義務の表現はなるべく避け、人情味のある法律に致したいと思ひます。場合によつては道徳か法律か分らぬもやうなものであつてもよろしい「祖先の祭祀の尊崇」も、「夫婦は互に協力扶助すべきもの」といふやうな條項も、右の趣旨からこれを設けることにし、法律解釋の基礎たらしめたいと考へます。

五 大綱と規定の弾力性 なるべく大綱を定めゆゞりのあるものにするに致しました。

昔から支那滿洲では法三章を理想とし、法治を卑み道治を尊ぶ風があつたことは前にも述べた通りであります。勿論法三章で天下の治る道理のないことは昔も今も變りはありませんが、素りに繁雜な規定を設け、法を繁くすることは我々も亦理想とするところではありません。故になるべく大綱を規定するに止めたいと思ひます。また詳細な劃一的な規定を設けることは具體の場合に妥當を缺くことになりますし、民族により多少慣習を異にする場合もありますから不都合な結果を生ずる場合もありま

す。また將來時勢の推移と共に移り行く餘地を残して置く必要もあります。後に要綱で説明しますやうに、扶養の順序程度なども一々法律で規定せず、原則として當事者間の協議に委せ、協議の調はぬべき、法院が諸種の事情を斟酌して定めることに致しましたのも、具體の場合の妥當性を考へた結果でありまして、結婚は公開の儀式を擧げ二人以上の成年者の立會を要する規定するに止め詳細な規定を設けないことにしましたのも、各民族に適用して差支ないためであり、嗣親子の資格についても昔のやうに繁雜な規定を設けないことにし、女子・養子女・妻・妾等に對し、各事情を斟酌して相當額の家産を給與することに定め劃一的な規定を設けないことにしたのも、各種の場合に妥當な結果を得、且將來思想の推移と共に移り行く餘地を残さうとするためであります。

六 單行法 單行法にするにしました。

日本の親族相續法も假し單行法にするにしまして、「人事法」に稱してゐます。滿洲でこれを單行法にします理由は、更にこれ以外に、民法の他の部分に適用を受ける民族の範圍が異なるのみならず、前に述べました通り法文に道徳的色彩を取入れたく、後に説明致しますやうに文章は通俗平易を旨とし、日文は出来れば口語體によりたく、さうすれば法文の體裁も民法の他の部分と異なるからであります。

七 法律の文章 法律の文章は通俗平易を旨とし、文體は日文は出来れば口語體により、滿文も亦通俗な文體によることに致しました。

法は官吏のための法ではなくして、國民のための法であります。法を知らないから言つて罪を免れ、責任を免れることは出来ません。法は總ての國民が知つてゐるものと看做されてゐます。然し法三章十二銅表の時代と異り、今日限りなく次次に出る多數の法律は法律専門家ですら知らず、まして一般國民は法を知らないといふ方が事實に近いのであります。國民が法を

知つてゐることを看做されてゐることは明に擬制であります。然しこの擬制がなり立つためには、法は能ふ限り國民に知り易い態様を備へてゐることを要し、法律の文章用語も國民の理解し易いものであることを要することは言ふまでもありません。ギールケはドイツ民法の文體を批評するに當つて、國家が官僚國である間は、法律は官吏のみ理解すれば足るけれども、近世の人民國では、法律は普く人民の理解し得るものでなければならぬことを力説し、穂積陳重博士も法律進化論で法律の文體の進化を論じ最後に、「若し立法者にして、故意に、若くは不注意に、廣く民衆に通ずべき平易なる文章用語を棄て、狭き知識階級のみの理解し得べきものを探る者があるならば、其人は過去に生きるべき人であつた云はねばならぬ」と結んで居られます（法律進化論四二七頁）。法律の文章用語の通俗平易であることを要することは、總ての法律について言へることであります。ひゞり親族相續法だけの問題ではありません。然し民法特に親族相續法は國民の日常生活に密接な關係のある法律でありますから、文章用語の通俗平易であるべきことの必要は一層切實であります。日本で明治二十六年法典調査會が設けられ民法の編纂に着手しました際民法起草方針が定められましたが、その第十二條において、「法典の文章は簡易を主とし用語は成るべく普通慣用のものを探る」と定められ、刑法憲法系の法律の文章も趣を異にしてゐるのもこの理由によるのであります。國民の民法親屬繼承編の編纂に當り、同様の編纂方針が掲げられてゐますのも亦この理由に基くのであります。ゾームが述べましたやうに、民法は眞の人民の法であつて、人民の心に對して話すやうな積りで起草しなければならぬことを考へます。

尙この度の親族相續法はこの趣旨を一層徹底させて文體は出来るならば日文は口語體により、滿文も亦平易な文體によりたのであります。このことは總ての法律につき考へねばならぬ問題でありまして、目下滿洲國の諸法令調整委員會の「法令の形式」についての分科會で研究中でもあり、ここだけでは決定しかねる問題ではあります。我々の希望を致しましては、少くもこの度制定の親族相續法は口語體に致したのであります。法文は當時の通用文で書かるべきものであつて、徳川時代

の法文は當時の通用文で書かれてゐるに拘らず、今日この様な漢文崩れの法文體が産れたのは明治時代の一つの變態であります。新聞雜誌を始め法律の著書、論文なども總て口語體になつてゐる今日、一般國民に理解し易いことを必要とする法律の文章のみが文語體でなければならぬ理由はないと思ひます。國家が國民學校の教育を始めとして學校教育を總て口語體によつてゐる今日、同じく國家の意思の表れである法律の文章が文語體でなければならぬ理由はないと思ひます。文語體は既に明治時代の古典に屬し、口語體が通用文になつてゐる今日、平易でなければならぬ法律の文章が、古典を以てせられねばならない理由はないと思ひます。法律は現在にのみ適用せられるのではなくして、將來にも適用せられるのでありますから、その文體も將來に生命あるものでありたいのであります。特に親族相續法は國民の實生活に頗る密接な關係のある法律でありますから、國民の理解も易く、國民の親しみあるものでありたいのであります。この點から他の法律よりも一層口語體にするのが適切であるを考へます。

殊に國民學校の學習負擔の輕擔の必要上より以前から日本語の簡易化が唱へられ、近時日本の大東亞建設のための海外發展と共に、日本語の海外普及の便利のために日本語の簡易化が強く叫ばれて來ました。文體の統一もその簡易化の一つであります。現在滿洲國では日本語がひゞり日系のみならず滿系にも重要な地位を占めてゐると同様、日文の法文は日系のみならず滿系にも重要な地位を占め、その傾向は將來益甚しくならうと思ひます。然も滿系には口語體を以て教育してゐますから、新しく教育を受けた滿系では口語體を理解し得ても、文語體をこなせる者は實に寥々たるものでありまして、日本におけるよりも滿洲において法文を口語化にする必要が一層大であります。既に日本でも滿洲でも省令部令の中には口語體の法文が現れて來ました。永年法文の口語體を主張して來た私としては、國民の實生活に最も利害關係の深い、然も自分が起草を擔當さして頂いてゐるこの親屬繼承法の法文は、是非とも口語體の實現を希望して已まないものであります。こゝにいふ事情で要綱

自體も口語體にしたのであります。唯滿文は今直ちに白話體にするこゝも困難でありますから、日文に對應する意味でなるべく平易な文體にしたいと考へてゐます。この點につき委員會の御理解を願ひたいと思ひます。要は習の問題で明治の初の候文の文が今日異様に見えると同様、今日の文語體の條文が異様に見える時期が必ず遠からず來ると思ひます。

唯口語體にするにしても、具體的に如何なる文章を以てするかが問題であります。ザヴィニーが「立法及び法學に對する現代の要務」を題する論文で、ドイツ民法の文體を論じ、最後に教育のない人にも理解せられ、教育ある人にも尊敬せられるやうな法律の文章の出現を望んで居りますが、我々も亦かういふ文章を理想として胸に描きつゝ法文を起草したいと考へて居ります。

滿洲國多數國民の爲めに内容においても形式においても、民意に添ふやうな立派な法典を編纂致し以て民心の安定を計り度く、何卒よろしく御協力御審議の程御願ひ申上げます。之を以て立法方針の御説明を終ります。

井野委員長 法文を口語體にするか否うかは小委員會(第一次)では決定しませんでした。千種起草委員が熱心に希望して居られるこゝを申添へて置きます。立法方針につき何か御意見がございましたら御伺ひ致しませう。

(意見なし)

井野委員長 これで晝の休憩に致しまして、午後一時半より要綱の審議に移るこゝに致し度いと思ひます。

休 憩

午後一時五十分開會

井野委員長 朱委員に滿語を以て、千種委員に日語を以て要項の説明を願ひます。

要綱の説明

千種委員 本法は「親屬繼承法」を名付けるこゝに致しました。「身分法」「人事法」を言ふ案も考へましたが「身分」「人事」といふ言葉は他の意味にも用ひられて適切でなく、「親族」といふ字は支那では同宗同姓親族のみを指差し、その他の親族は包含せず、「相續」といふ語も滿語としては意味を爲さず、從來用ひられて最も分り易い「親屬繼承法」といふ言葉を用ひるこゝに致しました。従つて以下親屬繼承といふ言葉を用ひ御説明するこゝに致します。

要綱は全部で五十三項目の多きに亘つて居り、全部を御説明する時間がございますから、主として立法技術に亘るやうな點は省略して重要な點のみについて御説明申上げたいと思ひます。

先づ親屬編より順次御説明致します。

一 親屬の分類 二 同宗親、異宗親 親屬を同宗親、異宗親に分け、又血親、姻親及配偶者に分けるこゝに致しました。

「血親」「姻親」は日本の「血族」「姻族」に該當するものでありまして特にここで説明する必要はござりません。同宗親とは舊律の宗親を指差し、一口に言へば男系の親屬を言ひます。今度の要綱では同宗親とは、(一)男系血親の間、但し婚姻縁組その他に因り他の男系の家に入つた者はその宗を喪ひ入つた家の宗を取得する。(二)夫妻の間、(三)妻と夫の男系血親及其の妻との間、並に入夫又は婿嗣養子と妻の男系血親及其の妻との間を言ふこゝに致しました。今度の案では新に入夫又は婿嗣養子の制度を設けましたから、舊律に多少の変更を加へた譯であります。異宗親とは新に造つた名前でありまして、舊律

の妻親、外親即ち妻方の親屬、母方の親屬を合せて指稱することに致しました。舊律では妻方の親屬を母方の親屬を分けて規定して居りますが、本案に於て分ける必要はありませんので、これを總括して異宗親と稱することに致しました。同宗親、異宗親の分類は出来るならば避けやうか考へましたが、後に説明するところでお分り下さることを思ひますが、支那滿洲は由來男系中心主義を採つて居りますので、この分類をした方が規定する上に都合のよい場合が多いからこの分類も合せて用ひることにしたのであります。

三 血親、姻親 四 親屬の範圍と親等 何親等迄を親屬とするかは別に規定せず各場合につき必要に応じてその範圍を規定することに致しました。慣習上の何親等迄を親屬とするかに付ては制限もありませんし、又規定の便宜から申しまして各場合の必要に応じてその範圍を規定した方が實情に合ふ結果なるのであります。例へば親屬結婚禁止範圍、親屬の所有物を盗んだ場合の刑の免除、訴訟法上の證書及宣誓の義務などについても、その範圍につき概括的な規定を設けるよりも、各場合の必要に応じてその範圍を規定した方が適切であり、今日滿洲の各法律に於ても右の趣旨に基きその法律で必要な範圍内の親屬を規定して居りますから、ここでは何親等迄を親屬とするかを規定することは止めまして、自然及法定の血族の外に、(一) 血親の配偶者(配偶者の血親)、(二) 配偶者の血親の配偶者、(三) 血親の配偶者の血親を姻親としてこれ等を總て親屬とすることに致しました。

井野委員長 以上の點について御質問がありましたら伺ひませう。

質問なし

井野委員長 それでは次に進むことに致しませう。

千種委員 今度は家について説明することに致します。

五 家族の範圍 1 實質主義により届出主義によらず、2 生計を同じうする者に限り、3 同宗の者に限る、但し妾は家族に準ずることに致しました。日本民法は家族の範圍は届出主義によつて居りますが、これは家族の範圍が明確ではありませんが實際に離れる弊害があり、滿洲では届出が容易に勵行されず、後に説明致しますやうに家の經濟的基礎として家産到度を認めます結果、家族の範圍を事實上の家産結び付ける必要がありますので、届出主義によらず實質主義によることに致しました。その範圍の者を家産とするかについては慣習通りに規定することに致しました。即ち先づ生計を同じうする者に限ることにし、ここに「生計を同じうする」とは日本の「世帯を同じうする」と言ふ意味とは異つて居ります。支那では古くから「同居共財」といふ言葉が用ひられて居りますが、これは財産關係を共通にすると言ふ意味で同じ所に住つてゐると言ふ意味ではありません。例へば奉天、新京と別のところに住んで居つても、家産を分割せず家産が共通であるならば生計を同じうする者であつて同一家族であると言へます。従つて分家は日本のやうに届出をして戸籍を別にすることを言ふのではなくして、生計關係を別にし、家産のあるときは家産を分割することをいふのであります。次に同宗の者に限ることに致しました。從來慣習としては養子と稱して將來息子と結婚させる目的で、幼い娘を連れて來て養ふやうな例がありますが、これはまだ結婚して居りませんからその家の宗を取得せず従つて家族とはなりません。或は「過門守貞之子婦」と言つて、婚約後結婚前夫が死亡した場合女が夫の家に入つて一生節を守るやうなことも、昔は賞揚され現在ではこゝにいふ事例は殆んどありませんが、假にありましても未だ結婚しない以上同宗の者であると言へませんから家族にはなりません。或は妻の父母が一生その家で同居する心算であつても同宗の者でないからこれも家族と言ふことも出来ません。この點は民國の親屬繼承法も異はつて居ります。但し妾は同宗ではありませんが、夫の姓を冠し慣習としても家族として取扱ひ、又家族として法律上保護する必要もありますのでこれを家族とすることに致しました。

六 家長 1家長の資格は家産所有者に限ることに致しました。舊律や慣習では女子に家産の繼承権を認めない爲に家長が常に家産の單獨又は共同の所有者でありましたが、今度は或る場合には女子にも家産の繼承権を認め、然も次に述べるやうに男子は女子よりも先順位に家長となる結果、家長は家産所有者が一致しない場合も生じますので、家長は家産の單獨又は共同の所有者たることを要することに定めたのであります。蓋し家長は家産の管理處分権を有するから家産の所有者であるのが適切であるからであります。然しここに家長と云ふのは日本の戸主とは異り、日本の戸主は財産を單獨で繼承して居りますが、滿洲は兄弟均分して家産を繼承致しますから、兄が家長であつてもその財産は分割する迄は兄弟の合同共有に屬し、兄弟は共有者として財産につき平等の權利を持つて居る譯であります。2家長となる順位は、(一)男は女に先立ち、(二)尊屬は卑屬に先立ち、(三)同輩間では長は幼に先立つことに致しました。これも慣習に従つたのでありまして日本の長孫制とは異つて居ります。例へば兄が死亡してその弟と兄の子があつた場合弟は兄の子より尊屬でありますから弟が家長となるのであります。唯兄弟の場合は同輩であるから年長者たる兄が家長になります。3家長の代行者を設けることに致しました。即ち家長が老病その他の事情に因り家務を管理することが出来ないとき又は家長が無能力であるときは家長權の代行者を置くことに致しました。日本のやうに隱居の制度は慣習としてもなく、家長は死ぬる迄家長でありますからこの要綱も隱居の制度を認めない代りにこのやうな家長權の代行について規定した譯であります。

井野委員長 以上の點について御質問があれば伺ひます。
質問なし。

井野委員長 御質問がないやうでありますから次に進むことに致します。

千種委員 七 家産制度 慣習上あるが儘の家産制度を法制化することに致しました。滿洲では家族主義を採り家の經濟的基

礎として鞏固な家産制度があります。これが支那滿洲の家族制度の特色でありまして、これを法制化するこゝによつて家の經濟的基礎が確立せられ、且つ實情に合ふ法律が出来、眞に東洋道義に基いた特色のある親屬繼承法が出来るのであります。如何なる家産制度が滿洲の家産制度であるかは次に説明するところで自ら御理解下さるこゝと思ひますが、開拓農場法その他外國の立法例にある農民保護の爲の制度即ち土地の分割處分を禁止する家産制度とは異つて居ります。農民の保護の爲の家産制度を設けるこゝに付ても種々研究したのであります。これは農民にまつて却つて有難迷惑な場合もあり、且この親屬繼承法は農民のみならず總ての職業の者を對象として居ります爲、ここではそのやうな趣旨の家産制度は一應取り上げないこゝにして農民保護の爲の必要があるならば將來別箇に考へることに致しました。

八 家産の構成 一家創立者の財産は家産とするこゝにし、家産繼承人が一人のときはその繼承人が取得した財産、繼承人が二人以上のときは繼承財産分割前に繼承人が共同で取得した財産、共同繼承人の一人又はその他の家族が取得して家に入れた財産も同様家産とするこゝにしました。例へば兄弟があつて夫々分家すれば但し分家と言ふのは家産分割のこゝで本家分家の關係なく兄弟何れも分家で一家創立者であります。この分家をするならば、一家創立者たる分家した者の財産は家産とするのであります。家産繼承人が一人のときはその繼承人が取得した財産も家産であります。例へば男子が獨りあつて父死亡により繼承した家産或は自ら備けた財産も家産となります。若し家産繼承人が二人以上のときは、例へば兄弟数人あつたときは繼承財産を分割する前にこれ等の者が共同で取得した財産、例へば共同で百姓をして働いて得た財産なども當然家産とし、共同繼承人の一人又はその他の家族が取得して家に入れた財産、例へば、他所から月給を貰つて家に入れた場合も之を家産とするこゝに致しました。特有財産はこれ以外の財産でありまして、例へば、妻が實家から持つて來た財産、子が他人から貰つたもの等は特有財産であります。家族の収入は當然家産とし家産所有者の同意あるとき始めて特有財産とするか、或は収入を一應特

有財産として家に入れた後始めて家産とするかは相當重要な問題でありまして、色々討議研究したのであります。即ちこれを當然家産とする見解の根據としては、(イ)古くは家族が特有財産を有することは禁じてゐた。禮記の内則にも「子弟無私財、無私貨、不敢私假、不敢私與」を書いてあります。即ち子弟は私の財もなく、私の金もなく、敢て擅に借りず、敢て擅に與へずと言つて居るのであります。(ロ)滿洲では未だ農村が大部分を占めてゐるが、農民は家族が働いて得たものは當然家産としてゐる。然るに一部都市で働いた者のみが、収入を家に入れずして私にすることを法律で認めたのでは、その間の均衡を失する。(ハ)家産は家の經濟基礎として重要なものであるから家族制度を強化する意味からすれば、家族の所得は家産所有者の同意のない限り當然家産とするのが適當であるといふやうな理由が擧げられました。然しこれに反對の理由としては、(イ)今日では昔と違つて都市生活を営む者が多く、個人主義の思想も這入つて居り、この傾向は將來益甚しく昔の家産制度を貫くことも出来なくなつた。既に大理院の判例でも、「家族が自己名義でし得取した財産は特有財産とし、本人の同意がなければ家産に入れない」としてゐる。(ロ)個人の収入を當然家産とすれば、収入の多い者に頼つて家族は働かず、依頼心が強くなり且貯蓄心もなくなる、これが家族制度の弊害である。(ハ)親子のやうな場合は何れにしても大したことはないが、伯叔父が家長であるか或は更に遠い傍系の大家族になれば、家長は家族の所得を特有財産にすることを許可しないであらうし、そうすれば不和となり、収入の多い者は分家を希望し却つて家の分裂を來し、小家族へも推移せしめる結果となる。(ニ)田舎で暮してゐる者は家産によつて生活してゐるが、都會生活を営む者は専ら自己の収入のみに因り生活し、その地位、身分に應じて生活しなければならぬから田舎で生活する者より生活費も高くなり、退職後もその生活を急に引き下げることが出来ないから、特有財産として貯蓄して置かねばならない。(ホ)今日では特有財産を自當に取引する者もあるから、所得を當然家産とすれば、その債權者の保護に缺くるところがあるといふやうな點が考へられたのであります。或はこれを

當然家産として、家族は所得の中より生活に必要な額を留保することが出来ることはこの意見もありましたが、これでは留保したものか否うか、又留保するべき額が不明確であつて、債權者に對し取引の安全を害し、特有財産で商賣して得た収益はさうするかが疑問であり、家族が贈與を受け或は繼承した財産は特有財産にするのが適當であるといふやうな譯で、この説も直に採用し難く、一應は本案のやうに家に入れることによつて始めて家産となることにして置いて、この點については尙將來もよく研究することにしたのであります。家産か特有財産かによつて、債務の辨濟及繼承につき非常に差異がありますのでこの點は出来るだけ明瞭にして置く必要があると存じます。最も重要なのは不動産であります。不動産は合同共有である場合は現に共有名義で登記して居ります。滿洲では登記を以て不動産の賣買その他物權の法律行為に因る得喪變更の成立要件として居りますから、不明瞭なる心配はなく株券等も夫々名義を記載して居りますから餘り問題もないであります。その他の財産についても一般に家産か特有財産かは區別して居りますから、日系の者が心配する程のこともないと思ひます。然し動産なきについては事實不明瞭な場合も起り得るでありませうから、家産か特有財産か不明の財産は家産と推定することに致しました。

九 家産の歸屬 家産は一家創立者、その死亡後は繼承人の所有に屬するものとすし、一家創立者又は繼承人二人以上あるときはその合同共有にすることに致しました。家産は繼承した財産のみならず家族が働いて得る財産も含まれて居り、又家族は家産によりて生活するのでありますから、家産が右の者の所有か或は家族全體の所有であるかは慣習上も多少疑問でありまして、慣習調査に當つても詳細に調査をし且つ意見も聞いたのであります。こう観る方が適當であることの結論を得ましたのでこのやうに定めました。

十 家産の管理及處分 家産は家長が管理處分することにし、家産の處分については他の共有者あるときはその同意を得る

ここに要するに致しました。家長は一家を主宰する者でありますから家産の管理處分權を認めますが、前にも申しましたやうに家産は家長の單獨所有でなく他に共有者ある場合もありますから、その場合には家長が家産を處分するには共有者の同意を要するにになります。同意のないときはその處分が無効又は取消原因になります。不動産については登記があります爲その心配はなく、又家長の表見代理の規定の適用によつてその處分が有効と看られる場合もあらうかと考へます。

十一 家の債務の辨濟 一家の爲に生じた債務は全家産を以て辨濟することに致しました。例へば兄弟の一人が家の爲に商賣をして居つて失敗し債務を負担したときはその兄弟の家産の分け前だけで辨濟するのではなくして全家産を以て辨濟しなければならぬ、これに反して特有財産を以て商賣をして居つて損失を蒙つたのならば、全家産を以て辨濟する義務はなくその特有財産と自分の家産に對する分け前を以て辨濟すれば足るのであります。従つて商賣する相手方はその商賣が家の爲の商賣であるか、個人の商賣であるかは擔保される財産が違ひますので、實際上も非常に注意して取引し、又商賣を營む者も多くは家産を以て商賣してゐるのか、特有財産を以て商賣してゐるのかは商號の記號又は紅帳(出資帳)で明瞭にして居ります。又兄弟の一人が遊興の爲多額の債務を負担したといふやうな場合も家の爲めに負擔した債務でないから、全家産を以て辨濟する義務はなくその者の特有財産及び家産の分け前だけで辨濟すればよく、全家産を以て辨濟する義務はありません。何が「家の爲に生じた債務」であるかは具體の場合に判定の困難な場合もありませうが、要するにその利益が家に歸する以上は損失も亦家に歸すに云ふ趣旨でありまして、將來判例を以てこの點を漸次確定して載かねばならぬことになると思ひます。2家族の日常生活の爲に生じた債務、家務の執行につき他人に加へた損害賠償債務を右に準じて全家産を以て辨濟する責に任ずることに致しました。3以上家産について述べましたことは大體慣習通りを定めたのに過ぎませんが、新に次のやうな規定を設けることに致しました。即ち家産で完済することに出来ないときは各家産共有者はその特有財産を以て連帶して辨濟する責に

任ずるに任ずるに、自己の負擔部分を超へて辨濟した者は他の家産共有者に對して求償し得るものと致しました。これは家産共有者が家産の外に特有財産を澤山造り而も家の爲の債務の辨濟を免れやうとする弊害を避ける爲であります。

井野委員長

右の點につき何か御質問がありますれば御伺ひませう。

質問なし

井野委員長

御質問ないやうですから次に進ませう。

千種委員

婚姻について説明致します。

十二 婚約

婚約について新に規定を設けるに任ずるに任ずるに、主婚人制を廢し、婚約適齡を男滿十七歳、女滿十五歳とし、男女も滿二十五歳に達しない者は父母の同意を要することにしました。從來の慣習は婚約は主婚人の意思に基いて媒人の紹介を経て締結するので、婚姻の當事者である男女は之に關與しない。蓋し婚姻は私にしては人生の大禮に屬し、公にしては社會組織の基礎でありますから、血氣の未だ定らない男女の意見に放任すべきでないとしたからであります。然し他面婚姻は當事者の利害に關係するところが甚だ切實でありまして、他人の代つて爲し得るものではありませんから、日本、民國その他諸外國の立法例と同様、主婚人制を廢止して、當事者自らすることにしました。昔は指腹婚と言ひまして、雙方の胎兒を、將來産れた子が男女であれば結婚させるといふ約束をした例さへありまして、今日でも十歳餘りの年齢で婚約する事例は甚だ多いのであります。ところが當事者自ら婚約をすることにすれば、當事者が自ら婚約を爲す意思能力を有する年齢に達しなければなりません。然し各場合について婚約の意思能力を有してゐるか否かを判定しなければならぬことになれば、甚だ煩雜でありまして、又不安定になりますので、男滿十七歳、女滿十五歳を以て婚約適齡と致しました。若しこの年齢に達する前の婚約ではその婚約は法律上無効であります。父母の同意を要する年齢を男女も滿二十五歳と致しましたのは、滿洲では

婚約及び結婚年齢は男女の間にそれ程差がなく、妻が夫よりも年上の場合も相當ありまして、家庭の平和、當事者の意思能力の點から考へましても、兩者の間に年齢の差を設ける必要はないからであります。又一生父母の同意を要することに致しますのも、當事者に酷な場合がありまして、一生父母の同意を要することにして唯正當の理由があるに拘らず父母が同意しませんときは法院の許可で結婚することが出来るやうに致しますのも一方法であります。法院の少く交通不便な地域の多い滿洲では之を要求することも困難であるからであります。婚約不履行による損害賠償につきましても規定を設け賠償を求め得ることを明かにすることに致しました。

十三 婚姻の制限 1 婚姻適齢を男滿十八歳、女滿十六歳と致しました。民國の民法も同一であります。從來滿洲には早婚の弊害がありまして、これ以前に結婚する者も少しはありますが、これは取消すことの出来る結婚になります。尤も婚姻年齢に達しました後これを承認致しますなければ有效な結婚としなければなりません。男滿十八歳、女滿十六歳を婚姻年齢としましたのでは、早婚の弊を矯めますに未だ不十分である心配する向もあるかも知れませんが、日本民法は婚姻年齢はこれより一年低いに拘らず、段々晩婚になる傾がありまして、時には早婚の必要がある場合もありますから、右の程度に止めることに致しました。

2 親屬結婚の禁止として(一)直系血親及直系姻親の結婚を禁止することに致しましたが、これは當然のことであり、特に御説明するまでもありません。(二)同宗親間で傍系血親は八親等迄、傍系姻親は輩分異なる者は五親等迄を禁止することに致しましたが、この點は重要な點であつて詳しく詳細に御説明する必要があると考へます。傍系血親の八親等までを禁止すると言へば従兄弟姉妹が四親等でありまして、三従兄弟姉妹迄が禁止範圍には入る譯であります。日本の習慣から考へれば禁止範圍が廣いやうに考へられますが、支那滿洲の慣習としては古來同姓不婚と稱し同宗間の結婚は遠親であつても永久に禁じ

て居ります。即ち苟も同宗である以上何代を経ても結婚が出来ないのであつて、これは滿・漢・蒙の總てに通ずる慣習でありまして朝鮮・台灣も現在尙同様であります。由來支那、滿洲は男系主義を採り同姓結婚はその生業からず、又禮教に反する、即ち同姓結婚はその子孫が繁榮せず又孔子の教へに反するものとして、これを深く恥し、この觀念は三千年來の傳統であつて國民の心底に深く滲み込んであります。男系のみを重んずることは今日の生理學上よりすればさしたる理由はありませんが、家族制度が男系主義を採つて居る關係上その道德的理由は深く考へねばなりません。或は親屬結婚の禁止範圍はその最少限度を規定するのであるから、日本のやうに同宗の従兄弟姉妹であつても、結婚出来るやうに規定して置いても、同宗の従兄弟姉妹は結婚を奨励する趣旨ではないから、毫も差支ないと考へられる方もあるかも知れませんが、滿、漢、蒙古人等は同族の結婚は遠親の結婚であつても、兄弟姉妹の結婚も同様に生理上及倫理道德上禁すべきものと深く考へてゐるのでありますから、恰も日本の民法で伯叔父母との結婚を禁止しながら、兄弟姉妹の結婚を禁止しないならば日本人が異様の感に打たれるのと同様、斯の如き法律は倫理道德に反すると考へるのであります。「親屬繼承法出でて倫理道德亡ぶ」と言ふやうな感を國民に抱かせることはこの際差控へるべきでありますので、その禁止範圍を廣くしたのであります。然し餘りに禁止範圍が廣きに失しますときは、蒙古方面などでは適當な配偶者を得られないとか、その他酷な場合も生じて來、而もこの禁止に反する結婚は法律上當然無効としなければならぬやうな事情もあり、生理學上の理由からすれば、男系の血親のみにつき特に結婚禁止範圍を廣くする理由も今日ではなくなつて居りますのでこれ等の點を從來の慣習を合せて考へ、民國の民法も同様八親等以内の結婚を禁止することに止めたのであります。八親等は五服即ち昔の喪に服する範圍の親屬で近い親屬として居ります。この程度に制限の範圍を定めましても實際上はおそらく同宗の者で結婚する者は當分の間はなからうかと思ひますし、本案も之を奨励する趣旨ではありませんが、法律上は已むを得ない範圍を規定することに止めること云ふ趣旨で右のやうに定め

たのであります。尙傍系姻親は輩分異なる者は五親等迄禁ずることに致しました。慣習によれば、姻親であつても、同宗である以上は結婚出来ないのがありますが、本案は同宗の傍系血親は八親等迄を禁じました關係で、之の均衡上前に申したと同様の理由で五親等までを禁じたのであります。従兄弟の子の妻は五親等に當りますから、同宗の姻親の場合はこの範圍迄禁じられることになります。

(三) 異宗親間で傍系血親は輩分異なる者は五親等、輩分同じ者は二親等迄、傍系姻親は輩分異なる者は三親等迄を禁ずることに致しました。異宗の輩分異なる者は五親等迄禁ずる言へば母方の従兄弟姉妹の子迄が禁じられてゐるのであつて、日本よりは範圍が廣くなつて居ります。又異宗の輩分同じ者は二親等迄禁ずる言へば、同母異父の兄弟姉妹迄が禁じられて居ることになり、異宗の傍系姻親は輩分異なる者は三親等迄禁ずる言へば、母方の伯叔父母の配偶者迄が禁じられてゐるのであつて、この點は日本と同様であります。異宗であるならば従兄弟姉妹でも結婚出来るのに更に血親の遠い従兄弟姉妹の子に結婚出来ないのは理論に合はないやうに考へられるかも知れませんが、慣習としては輩分の異なる者は何代を経ても苟しくも其の事實が分る限り結婚が出来ません。これは滿・漢・蒙古人に通ずる慣習であつて、恰も日本人が伯叔父母に結婚出来ないを考へてゐるのと同様な意味でその結婚を禁じてゐるのであります。從來支那、滿洲では輩分を尊び輩分の異なる者が結婚することは道德に反するのみならず、遠い親屬であつても一々呼稱があつて、夫又は妻から親屬に對する呼稱或は親屬から夫又は妻に對する呼稱が異なるのは事實上異様に感ぜられるので、輩分異なる者の結婚は遠親であつてもしないことになつて居ります。故に日本よりも廣い範圍で制限する必要がありますが、同時に廣きに失すれば酷なる場合もありますので、同宗親の結婚禁止と同様の理由で且これの均衡を考へて右のやうに定めたのであります。

十四 婚姻の形式 婚姻は舉式主義に届出主義の兩方を合せて認めることに致しました。即ち婚姻は公開の儀式を擧げ且

二人以上の成年者の立會を要するものとし、儀式を擧げないときは民籍法による届出によつてもその效力を生ずることに致しました。ここに公開の儀式を申しましたが、滿洲の舊式の結婚式は家の門口で拜天地の禮をするので何人でも見るこゝが出来るのであります。必ずしも何人でも式場に入り得るこゝの意味ではなく、隱密に儀式を擧げるのではなく、公然性を必要とする趣旨であります。滿洲では民籍の届出がまだ容易に行はれませんので、届出主義を貫くことは、日本に於けるよりも一層弊害が甚しいので、兩主義を採用することにしました。

十五 入夫婚姻 家産を繼承した女は入夫婚姻を爲し得るやうに致しました。入夫婚姻の慣習は從來支那、滿洲にはないのであります。新に斯る道を拓くことにし、入夫婚姻を爲し得る女は日本民法では戸主であります。これと同じやうな趣旨で家産を繼承した女に限ることに致しました。

十七 夫婦財産制 夫婦財産制については簡単に規定するに止め、夫婦分別財産制を採ることに致しました。民國の親屬編は總數百七十一條中五十五條、即ち全體の三分の一近くを夫婦財産制に割いてゐますが、このやうに詳細な規定を設けたのは新に女子に財産の相續權を認めたら、將來その必要が生じて來るであらうからと言ふ意味であります。實際に行はれず全く無用の規定になつて居りますので、本案では簡単に規定するに止め、且分別財産制を採ることにしたのであります。

十九 妾 妾については直接規定せず、唯間接に保護する規定を設けるに止めることにしました。妾は慣習上家族として取扱つて居ることは前に申した通りであり、妾を貰ふ理由は本來は男の子を得る爲であつて、男の子の無いことは祖先の血統を絶やすことになり不孝の大なるものであるからでありまして、中には娛樂の爲に貰ふ者もありますが、これは本來は正當視されるものではありません。特に蒙古人では妾といふ觀念は當てはまらず、第二第三の妻と言ふ方が適當であつて、結婚式を擧げて居り、これを貰ふ原因も多くは第一の妻に子が無いとき子を得る爲であります。従つて妻が自分に子のないときは夫に妾又は

第二の妻を推薦することもあるやうな譯で、日系が考へる程排斥すべきものでもなくそこには相當の理由があります。そして妻を貰ふ者の數も官吏、商人等には相當ありますが、それすらも率から申しますならば割合に少なく、農民に至つては妻を貰ふ者は殆んどなく、おそらく一萬人に一人あるかないかであります。故にそれ程愛ふべきものでもありません。妾に對しても或程度の保護を加へる必要があります。然し之が爲め家庭の不和を來し一夫一婦の人倫に反することは勿論でありまして、これを直接規定することも滿洲の文化を高める上から考へて面白くありません。或は從來の妾は保護をしなければならぬが、將來の妾は保護しないことにはどうかといふ意見もあつたのでありますが、妾の既得權を認めるのも變であるし、將來の妾について全然保護を與へないといふのも酷な場合もありますので、本案では妾については總て直接に規定は設けず、教育の力によつて漸次妾の廢止に向つて進むやう導きたく、間接に規定を設け妾を保護するに止めたのであります。即ち妾は家族の一員であります爲に家族の一員としての權利義務を有し、後に述べますやうに親屬會の立てた嗣子の選定が著しく不當なき取消の請求をしたり、扶養の權利義務を認めることにし、又家産の繼承人は妾に對しても相當の額を酌量給與することに要することにして保護の途を残すことにしたのであります。

井野委員長 以上の點について御質問があれば伺ひませう。

質問なし。

井野委員長 それでは次に進ませう。

千種委員 次に親子の關係に移りませう。

二十 實子 嫡出子、庶子及私生子の別を用ひず、婚生子と非婚生子に分けることにし、非婚生子は認知に因つて婚生子の身分を取得せしめることにし、生來の婚生子と認知に因つて婚生子となつた者の地位は平等としその間に差別を設けないこ

ゝに致しました。ここに非婚生子と言ふのは妾の子女、妻妾以外の子女(姦生子)を含んでゐます。このやうに差別を設けない理由は從來男系主義を採つてゐる結果でありまして、日本でも「腹は借物」といふ言葉がありますが、一般の心裡は子女は父母の子ではなくして父の子であるを考へて居りますから、何れも父の子である以上父の財産の繼承その他について差別を設ける理由がないを考へて居り、父母の不徳を子に歸することも受當ではないし、差別を設けることによつて不徳行爲を減少せしめる結果にもならないからであります。次に認知の手續は届出主義により、但し養育したときは認知したものと看做すことに致しました。届出主義によることは口頭又は證書の作成といふだけでは親子關係の發生といふ重大な事項が不確實になる虞があるからこれを防ぐ爲であります。然し父が養育したときは届出を必要とせず認知したものと看做すことに致しました。養育によつて妾の子は當然認知されたものとなり婚生子の身分を取得します。妻、妾以外の女との間に生れた子は各方面を調査しました結果、滿、漢、蒙古人を通じ現在父親又は母親が育てるやうな實例は殆んどありません。生れると直ぐこつそり他に遣るさか、育嬰堂に持つて行くさか、或は捨てたり殺したりしてしまふのです。然し法律上は捨てたり、殺したりすることは出来ませんから、將來は認知を求めるとやうな場合も生じて來るでありませうから、認知請求權につき規定を設けねばならないと思ひます。

二十一 嗣親子 養子の外に宗祧を繼承する爲の嗣子について規定を設けることに致しました。日本の民法改正案も養子と養嗣子の兩者を認めて居りますが、慣習としても嗣子と養子の兩者があり、嗣子は宗祧を繼承することに於て養子と區別して居りますので、慣習に従つてその兩者を認めることに致しました。

二十二 立嗣者の資格 立嗣者は男又は家産を繼承した家女、成年者及實男子又は嗣子のない者であることを要件としました。從來家女には立嗣の權利がなかつたのでありますが、本案は家女は出嫁せずしてその家に止り、或は入夫婚姻をすることに

も認めましたので、自己の爲に嗣子を立てることも認めることにしたのであります。舊律では嗣父となる者は原則として既婚者であることを要件としましたが、本案では之を要件としないことに致しました。

二十三 嗣子の資格 1 嗣子は先づ男であることを要することにしました。男子のないとき女子に宗祧繼承權を新に認めたので、女子を嗣子とすることも一應許しては考へたのであります。従来宗祧繼承は男子に限つて居る關係上この點については今直ちに女子迄も範圍を擴張し兼ねたからであります。2 次に嗣子は同宗親たるを問はず、同宗から出た血親中より立てることを要するが、正當の理由あるときは右以外の親屬又は親屬關係のない者よりも立て得る趣旨で法文の規定を考慮することに致しました。慣習では同宗の者を先にし、同宗の者のないときに始めて異宗の親屬より嗣子を立てるのであります。これは言ふ迄もなく男系主義を採つたからでありまして、既に親屬結婚禁止の範圍についても遠い同宗親よりは近い異宗親を親屬關係の近い者として結婚を禁止してゐるのであるから之と同様の理由で、遠い同宗親よりも近い異宗親、例へば女子の生んだ子を嗣子とする方が適切な場合がありますから、同宗から出た血親であるならば誰を嗣子にするかは嗣子を立てる者の選擇に任せることに致しました。ここで嗣父の血親とせず「同宗より出た血親」とした意味は嗣父が入夫、婿養子又は同宗でない嗣子であつたやうな場合、その者の血族よりせず、その妻方、その入つた家の方の血族よりするのが適切であるからであります。最も重要なことは慣習上は親屬關係のない者は嗣子とすることに出来ないうことになつて居りますが、本案では新に正當な理由ある場合は親屬關係のない者でも嗣子になし得るやうにしたことでもあります。その理由は(イ)舊律では嗣子は専ら祖先の爲の嗣子でありますから、祖先と血族關係のある者でなければならなかつたのであります。現在では宗祧繼承の制度は廢すべしとの意見も相當あり、嗣子の制度も單に祖先の爲のみではなく親の爲の嗣子といふ意味も含めて考へねばならなくなつて來ました。故に血族關係のない者でも嗣親となるべき者がこれを嗣子とするに適當であるを考へ、且その者を嗣

子とするに正當の理由ある場合は、嗣子と爲し得るやうにしてその資格を緩和し、嗣親にその選擇の餘地を残して置くことが適當であるを考へます。(ロ)殊に滿洲では山東、直隸方面より出稼の爲移住して來た者も多く、嗣子となるべき適當な親屬關係のない者がある場合もあります。(ハ)嗣子となすべき親屬があつても財産のない場合嗣子になつて呉れないこともあり、又は怠惰、放蕩、白痴等で嗣子となすに不適當であつたりするやうな場合があります。(ニ)新に婿嗣子の途を拓きました。慣習上は同宗結婚が出来ないため女子と結婚させる爲に血族關係のない者を嗣子とすることも許さねばなりません。(ホ)従来は親屬關係ある者でなければ嗣子と爲し得ず、而も斯る者を嗣子とすることを欲しない爲に捨子を實子として育て、甚だしきに至つては育嬰堂に行つて自分の生んだ女子を他人の産んだ男の子と私に交換して實子として育てるやうな實例さへもあり、のない場合に貰ふ養子は嗣子と同様の考へで貰ひ、實子と同様の取扱をして居るやうな實情に照し、従來のやうに親屬關係のある者に限ることは、餘りに窮屈に過ぎる嫌ひがあるからであります。よつて正當な理由がある場合は、親屬關係のない者でも、嗣親が欲するならばその選擇に従つて嗣子となし得る途を拓くことにしたのであります。3 次に親屬關係ある者を嗣子とするときは卑屬であることを要することにしました。従來は嗣子たる者は一輩低い者、例へば兄弟の子のやうな輩列に當る者たることを要し、兄弟の孫は嗣孫とすることは出来ても嗣子とすることは出来ません。而し本案では嗣子と嗣孫とをいふやうな細かい區別はつけず、一般に嗣孫と言つてゐる者であつても法律上は嗣子として取扱ふことに致しました。4 次に嗣子は嗣親より年少者であることを要することに致しました。一定の年齢の差を必要とする立法例もありますが、後に述べますやうに、死者の爲に嗣子を立てる例もあり、多くの年齢の差を設けることは不便な場合もありますので、唯年少者であることを以て足ることに致しました。ここに嗣親といふのは嗣父のみでなく嗣父母の兩者を指差してゐるのであります。5 最後に獨子は他人の嗣子となることを得ないことに致しました。慣習では兼祧の制度があつて、例へば兄に子なく弟に子が獨りしか

ないやうな場合、その弟の子が弟の宗祚を継ぐと同時に、兄の嗣子となつて兄の宗祚をも継ぎ、中には兄の家の妻と弟の家の妻とを二人貰ふやうな實例も相當あるのでありますが、かくては財産の繼承關係が複雑になつて兄の家の債權者も弟の家の債權者も、父の死後この範圍の財産に對し強制執行してよいかといふやうな問題も生じますし、妻を二人貰ふやうなことも面白くありません。その上今度の案では嗣子となるべき者の範圍が擴張されたのでありますから、こうして迄獨子を嗣子にしなればならぬ必要もないを考へたからであります。

二十四 死後の立嗣 被繼承人が遺言を以て立嗣することを許すことに致しました。これは日本民法の遺言による養子に該當する制度であります。2 立嗣者たる資格を有する者が死亡したときはその者の爲に嗣子を立て得ることに致しました。日本民法ならば夫が死亡して子がなく妻があるときは、その家に在る父母又は親族會が或は妻を家督相續人に選定して財産を繼承せしめ、妻が自分の爲に養子を買ひ、妻がなければ一定の順序に従つて他の者を家督相續人に選定するか、相續人がなくして絶家となつた後は、絶家の再興といふ形式をこころでありますが、支那、滿洲では男系中心主義を採りますから被立嗣子は男でなければならず、又選定せられた者は單に財産の繼承のみでなく、子として宗祚を繼承することにになり、且一旦廢家となつたものが再興されるのではなく、嗣子が死亡者の生前に嗣子となつた場合と同じやうに嗣父の宗祚を受け繼いで行くのである。この方が祖先の祭祀の不斷といふ點から考へれば適當であらうを考へまして、慣習に従つてこの制度を認めることに致しました。死亡者の爲に立嗣する權利及その順位は第一被繼承人の配偶者、第二父、第三母、第四祖父、第五祖母、第六實女、第七親屬會としました。第六の實女を除いては凡て舊律通りでありまして、舊律では女子は立嗣權が認められて居なかつたのであります。本案は實女にも男子のないときは家産繼承權を認めましたから新に實女にも立嗣權を認めたのであります。若し實女に立嗣權を認めなければ、實女がその家に止り或は入夫婚姻を希望しても、親屬會が嗣子を立てれば嗣子が財産を繼承

して實女は財産の繼承權がなくなり、男子のない場合實女に家産繼承權を認めた趣旨を没却するからであります。或はそうすれば實女は家産を欲して出嫁しないやうになるといふ心配をされる向もあるかも知れませんが、出嫁すれば夫の財産もあり、夫は財産を繼承し、妻はその財産の餘澤を蒙るから事實上はそのやうな心配も餘りないと思ひますし、又假にそういう理由で出嫁せず入夫婚姻を欲する場合に強いて出嫁させることは適當でないを考へます。又實女が出嫁して後その子を實父の嗣子にするといふ方法もありませうから、實女に新に立嗣權を認め親屬會の立嗣權より先順位にしたのであります。唯實女が二人以上あるときは家に在る者を先にし、家に在る者又家にない者の間では年長者を先にすることに致しました。先順位に在る者が立嗣權を行使しないときでも立嗣權の順位は次に移らないのを原則と致します。何となれば先順位の方が立嗣することを欲しないに拘らず次順位の者に立嗣權を認めることは立嗣權の順位を定めた趣旨にもこり、適當でないからであります。然し先順位の立嗣權者が精神障害その他の理由に因り立嗣權を行使することの出来ないときは次順位の者が立嗣することに出来るやうに致しました。但し次順位の立嗣權者が立嗣するには法院に許可を要することに於て無制限に立嗣することは許しません。且又被繼承人の死亡當時立嗣權者たる實女が幼少のときは自ら立嗣することが出来ません。と言つてその後見人に代つて立嗣させる譯にも行きませんからそのときは次順位の親屬會が立嗣權を行使することが出来ることに致しました。實女が立嗣權を行使し得る年齢要するに實女が意見能力を有する年齢であることを必要とし、婚約及婚姻年齢等と歩調を合せて、被繼承人の死亡のとき實女が十五歳以上であればよいことにしたのであります。4 被繼承人の死亡後一年を経るも嗣子を立てないときは次順位の繼承人が家産を繼承することに致しました。これには二つの方法が考へられました。その一つは被繼承人の死亡のとき男子のない場合は、直に次順位の繼承人に繼承させ、その後嗣子を立てたときは、嗣子には財産の繼承人が任意に財産を贈與するか又はその繼承人の財産を新に嗣子となつた者が繼承する日を待つやうにする方法と、他の一つは舊律のやうに死亡者の爲に

嗣子を立てる期間を定めず嗣子を立てる迄何日までも財産を保管する方法であります。第一の方法によれば死亡者の爲に嗣子となつた者に財産が直に移らぬこととなりこれでは都合が悪く、又第二の方法を採れば嗣子を立てることを義務とする事になり、男子なき場合女子に家産継承権を認めたと趣旨を没却し、且何日までも保管するのでは不確實な状態を永く續ける事になるので何れも採り難く、その折衷としてこのやうな案を設けたのであります。即ち被繼承人の死亡後一年以内は嗣子を立てるか否か不確實であるから継承を保留して財産を保管する。一年内に嗣子を立てれば嗣子が家産を継承し一年内に嗣子を立てないときは次順位の法定繼承人が家産を継承する。一年後に於ても嗣子を立てることが出来るがその嗣子は直に家産を継承せず財産の贈與を受けらるか、次に自己が家産を継承する順位のを待つより外に家産を取得することが出来ないことにならぬ。期間を一年と定めただのは餘り永くなくとも不確實な状態が長く續くし、餘り短かくとも立嗣権の行使に困難な場合があらうから、繼承人曠缺の場合親屬會が立嗣する期間を一年と定めただの歩調を合せて、かう定めただのであります。但し正當の理由あるときは法院は立嗣権者の申請に因り立嗣権の行使につき相當期間の猶豫を與へることが出来ることに致しました。5 右立嗣する迄の間死亡者の爲の立嗣権者はその順位に従つて財産を管理することにしたのであります。6 親屬會以外の立嗣権者が立嗣する場合には前の生前立嗣の場合と同様の制限に従つて嗣子を選定し得るやうにしました。妻、父母が立嗣するときは嗣子は妻、父母の子又は孫となるのでありますから生前立嗣の場合と同じ制限でよろしいが、實女が立嗣するときは思慮不十分な場合も考へられるので親屬會の同意の下に右と同様の制限に従つて立嗣することに致しました。7 親屬會が立嗣する場合は死亡者の同宗より出た血親の中から親屬關係の遠近、同宗なりや異宗なりやその他諸般の事情を斟酌して選定することを要することに致しました。妻又は父母が立てた嗣子は祖先の爲の嗣子であるが、同時に自分の子となり孫となるのでありますから可成妻、父母の自由に選擇する餘地を残して置いてもよろしいが、親屬會が嗣子を選定する場合は専ら宗祧

6 爲の嗣子でありますから、死亡者血親關係ある者たることを要することにしたのであります。舊律では嗣子となるべき順位を詳細に定めて居りますが、詳細に定めることは煩雜であり且具體の場合に妥當を缺き親屬間の争訟の種となる。と言つて全然規定を設けないのではその基準が分らない。そこで親屬關係の遠近、同宗なりや異宗なりやその他諸般の事情を斟酌して選定することを要することにしました。これは一面漠然としてあるやうであります。調停する場合の基準もなり法律解釋の基礎ともなるでありませう。例外として死亡者の血親でなくとも死亡者血親關係ある女子と結婚させる場合又は死亡者の女婿に限り血親關係のない者でも嗣子に選定し得ることに致しました。これは婿嗣養子、入夫婚姻の制度を認めたのと同じ趣旨であります。8 右7の選定が著しく不當なときは死亡者の家族又は利害關係ある親屬は選定の效力を生じた日から六ヶ月以内に法院にその取消を請求することを得ることに致しました。死亡者の家族の中には死亡者の妾も含まれてるのであります。妾は大理院の判例によれば自ら立嗣する権利はないが、親屬會に立嗣を請求することを得、親屬會が立嗣するには被繼承人の妾の同意を得ることを要し、妾の同意を得ずして立嗣するときは立嗣の行爲を取消すことが出来、唯妾の主張が明かに不當のときは親屬會が法院に裁判を求めることが出来ることになつて居り、死亡者の爲の立嗣にはその妾が重要な地位を占めて居ります。故に本案でも妾は死亡者の家族として、選定が著しく不當なときは法院に取消を請求する権利を認められたのであります。ここに利害關係ある親屬と言ふかは將來判例を以て適當に定められて行かねばならぬと思ひます。而も取消を請求し得るのは選定が著しく不當な場合に限るのであつて、妾に取消を請求することは許さない趣旨であります。

二十七 養親子 1 養親の資格としては成年者であることの外には制限を設けず、女も自己の爲に養子をする事が出来るやうに致しました。2 養子女の資格は親屬關係ある者を養子女とするときは卑屬であることを要し、養子女は養親より年少者

であることを要するに於ては外は制限を設けません。即ち以上嗣子と養子の異なるところは(イ)嗣子は男又は家産を繼承した女の爲にのみ立嗣することが出来るが、養子の場合は女でもよい、(ロ)嗣子は實男子又は嗣子のない場合に限り養子はこれのある場合でもよろしい。(ハ)嗣子は男子でなければならぬが、養子は女でもよい。(ニ)嗣子は原則として嗣父と血親關係ある者たることを要するが、養子にはその制限がない(ホ)死亡者の爲の嗣子はあるが、死亡者の爲の養子はないといふ點であります。嗣子又は養子となる手續は書面による場合と幼時より養育する場合と、民法による届出による場合の三種を認めて居りますが、幼時より養育して子となした者ある場合に當事者が嗣親子の條件を具備するときは嗣子と爲す意思を以て養育したものと推定することに致しました。

二十八 婿嗣子及婿養子 從來男系主義を採つて來た結果婿嗣子又は婿養子の慣習はありませんが、近時さういふ實例も少しづつ現れて來て居りますし、さういふ途を拓いて貰へば又歩む者もあらうからさういふ希望意見もありますので、この途を拓くことに致しました。日本では婿養子となつたの養子となつて後家女と結婚したのことはその效力に差異がありませんが、かかる差異を認める理由もありませんので、法文には特に婿嗣子又は婿養子の名稱を用ひる必要がありません。唯女婿を嗣子又は養子とし、嗣子又は養子を家女と結婚せしめ、家女と結婚せしめると同時に嗣子又は養子にすることが出来るに規定して置けば足りるのであります。從來なかつた婿嗣子及婿養子の途を新に拓いたことを明かにする趣旨でここに婿嗣子、婿養子の標題を設けることにしたのであります。

監護については特に御説明する程のこともありません。

扶養については、扶養權利義務者、扶養の順序、扶養の程度、方法を極めて概括的に規定することに於て置きました。親屬會については大體日本民法改正案に準ずることに致しました。

井野委員長 以上の點について御質問はありませんか。

質問なし。

井野委員長 時間も大分遅くなりました。これで親屬編が終了しましたから、十分間休憩致しまして後簡単に繼承編の御審議を
お願ひ致します。

休 憩

井野委員長 續いて説明をして戴きます。

千種委員 これより繼承編につき説明申し上げます。

一 宗祧繼承 宗祧繼承については多くを慣習及道德に任せ詳細な規定は設けず、唯祖先尊崇の精神を涵養する爲に祖先の祭祀について道德的な規定を考慮し、且宗祧繼承の精神を立嗣の制度に取り入れて簡単に規定するに止めることに致しました。民國の民法親屬繼承編では宗祧の觀念は今日では廢れてゐるし、嗣子たらんことを欲して紛争を起し、子を得んが爲に妾の制度を助長する等の弊害がある爲め、これを廢止すべしとして規定を設けなかつたのであります。本案では祖先尊崇の精神は東洋の美風であるを考へますから、宗祧繼承の制度は之を採用することに致しました。然し前記のやうな弊害もない譯ではありませんので、これを緩和する爲め詳細な規定は設けず、その精神だけを立嗣の制度に取り入れて簡単に規定することに止めました。

三 家産繼承人の範圍及順位 本案は家を重んじ宗祧繼承の制度も認めましたから、家産の繼承と特有財産の繼承を區別して規定することに致しました。家産の繼承は日本の家督相續に似た觀念であり、特有財産の繼承は日本の遺産相續に似た觀念であります。家産の繼承については家督か宗祧の點を考慮し、特有財産の繼承については専ら情誼を重んじて定めることにし

ました。従つて家産繼承人なる範圍及び順位については右のやうに家系か宗祧を考慮して次のやうに定めました。即ち第一實男子、第二家に在る實女、第三配偶者、第四父、第五母、第六祖父、第七祖母、第八出嫁した實女、入夫となつて出た者にして嗣子とならない實男子、第九兄弟、第十家に在る姉妹、第十一その家に在る他の家産所有者としました。實女及妻の繼承權については後に説明致します。祖父母と兄弟を何れを先にするかは多少問題ではありませんが、立嗣權の順位に従つて祖父母を先にしました。出嫁した實女と兄弟を先にするかもやや問題でありまして、家を重んずるならば兄弟を先にすべきでありませうが、家を重んずる趣旨を通せば結局女子には繼承權を認めないことになり人情に反するので、多少情誼をも斟酌して出嫁した實女は兄弟よりも先順位の繼承權を認めました。

四 實女の繼承權 舊律及慣習では女子は必ず他へ嫁すべきものとて、男子のある場合と否かを問はず常に繼承權を認めず、これに反して民國の民法は男女平等の繼承權を認めて居ります。要綱作成に當つて女子に家産の繼承權を認むべきか否かは最も論議の戦はされたところであつてこれをどう確定するかによつて立嗣その他種々の處に影響を及して來るのであります。本案では實男子のないときは家女に繼承權を認め、又實男子ある場合にも繼承人は實女に相當の額を給與することを要するに致しました。先づ實男子のない場合家に在る實女、即ち出嫁しない實女に家産の繼承權を新に認めることについてはそれ程異論はありませんが、家産を繼承した實女が家産を持つて家を去り得ることにしては家族制度を破壊することに成り、と言つて近親者のない場合でも家産を持つて出嫁出來ないことにしては實女に繼承權を認めた趣旨に副はぬことになり、そこで家産を繼承した實女が家を去る場合は家産繼承が開始し、實女は家産を實家に置いて出嫁しなければならぬことになりましたが、前に述べた第八より先順位の繼承人がないとき、即ち被繼承人の死亡後一年後に立てた嗣子とかが出嫁しない死亡者の實女、死亡者の配偶者、父母、祖父母等のない場合はこれを持つて出嫁することは出來るが、これの在る場合は繼承した家産

を持つて出嫁することは許さないことにし、他に出嫁した實女があるときはこれと家産を均分することに致しました。このときは最早家産たる性質を失ふのであります。

次に男子ある場合女子に家産の繼承權を認むべきか、認めるにして如何なる程度に認めるか、又その規定を必要とするか、どうか相當問題でありました。女子に家産繼承權を認むべしといふ理由としては(イ)男女平等の繼承權を認めた援用民法が施行せられて既に十數年を経てる人々はこの事實を知つてゐるから今これを奪ふには相當の理由がなければならぬ。(ロ)父母の情を以てても女にも財産を與へるのは當然である。(ハ)嗣子が財産を繼承するのに父の實子である女が何等の繼承權なくこれを傍觀するより外ないといふのは不當である。(ニ)女子に財産の繼承權がなければ女子に經濟能力なく常に男子に隷屬してその地位の向上が望まれず、離婚した場合は全く生計に困ることとなる。(ホ)女子に家産繼承權を認めるに家族制度を破壊する結果になると言ふ虞があるが、男子が分家しても家族制度を破壊しないと同様に、女子が財産を持つて出嫁しても家族制度を破壊するものでないといふやうな點が擧げられました。然しこれを否定する意見としては(イ)援用の民國の民法は慣習に反し今日一般には行はれて居らない。慣習に反する法律は社會を遊離し社會の不安を招き徒に民心を刺戟する結果となる。(ロ)女子は宗祧の繼承權もない。(ハ)女が出嫁すれば全く夫の家の者となり生家との關係はなくなる。従つて夫の父母を扶養しても實父母を扶養する義務がなく、夫の父母の喪に服する期間は實父母の喪よりも長く、夫の父母の債務の辨濟には力を致しても實父母の債務を辨濟する義務はない。(ニ)女子は實父母に養育せられ厄介になつて出嫁するだけで、出嫁後は他の兄弟が節約し且營々として家産の増加に貢獻するに拘らず、女は何等家産の増加に寄與しない。若し出嫁した女子に家産繼承權を與へるにせば家に残つた者は必ず不平を言ふし財産を浪費し且働かなくなる弊害がある。(ホ)夫が家産を繼承するから、夫婦一體で妻は夫の財産により生計を營み得るから特に女子に家産繼承權を認める必要はない。若し妻が實家の家産を繼承する

ここになれば自分の家から出嫁した實女にも家産を分與しなければならぬことになる。滿洲の人口の八割は農民であるが、遠くに嫁した女に土地を分割し、又遠くから来た妻が遠方の土地の分割を受けることになりかなくては耕作に不便であり無用な分割を繰返すのみであつて、女子に繼承權を認めることは農民が大部分を占めて居る滿洲の實情に副はぬ。(ト)家産分割は被繼承人の死後直に行はず、數年永きは數十年後に行はれるが、その家産は被繼承人死亡當時の財産だけではなく、その後兄弟が貯えた財産が含まれてゐるから、これを女子に分割するのは不當である。ミ言つて被繼承人の死後直ちに家産を分割することは大家族制をこりなるべく家産を分割しないことを理想とする一般の觀念に反するといふやうな點が擧げられました。そこで本案では家族制度をこり、且農民が大多数を占めてゐる滿洲の現情より、慣習に従ひ、民國の民法のやうに女子の家産繼承權は認めないことにしました。然し女子も保護する必要がありますので、繼承人は女子に對して相當額の財産を給與することを要することにしたのであります。即ち一面においては慣習に従つて女子の家産繼承權を否認しつつ新に女子は家産繼承人より相當額の給與を受け得べきことにして女子の地位の向上を計つたのであります。相當の額を給與することに規定したのでは額が一定せず不明確であるといふ憾みはありませんが、男子の何分の一にせば女の人数の多いときは財産の大部分が外に出る結果になりますし、嗣子、養子、養女に女子の繼承分の割合が甚だ複雑になりますので各場合の事情により適當に額を定め得るやう、又將來思想が推移し女子の權利を擴張する必要が一般に認められるやうになるに共にその額の増加する餘地を残すことにし、そして裁判調停の場合のよるべき基礎を與へるに趣旨から酌量給與するやう規定を設けることに致しました。その額は繼承財産の状態、子女の數、繼承人が實男子であるか嗣子であるか、被繼承人より贈與を受けたか否か、その他一切の事情を斟酌して定めることに致しました。家産を繼承した家女が出嫁する場合も右に準じてこれに相當額を給與することにしたのであります。或は從來法律がなくとも情誼に基いて女子に財産を分與してゐるのであるから特に規定を設け權利

にまではする必要がないといふことも考へられますが、從來の額が必ずしも適當でない。且腹違ひの兄弟が家産を繼承したり、嗣子が家産を繼承して實女に何等の財産を與へない場合、女子が家産分與を請求すべき權利もなく、又法院がこれに分與すべき法律上の根據がなくては困りますので、このやうな規定を設けることにしたのであります。

五 養子女の繼承權 養子女は繼承權を有しないことにし繼承人は各種の事情を考慮して相當額を給與することに致しました。養子には嗣子と同じ意味を以てするもの、慈善の爲にする養子の兩者があり、法院、審判官及協和會に調査を依頼した結果を綜合すれば嗣子と養子と平等の繼承權ありとするもの六十三、否とするもの五十でありました。而して否とするもの中で二分の一とするものが十六、酌量給與すべきものとするものが十、その他は區々であります。嗣子と同一の繼承權を與へるに趣旨の方が多いのは、結局養子は嗣子と同じ趣旨とするものが多いといふことを示してゐるのであります。本要綱では他人の子を子として養育する場合、嗣親子の條件を具備するときは、親屬關係のない從來養子と稱して居つた者でも法律上は嗣子とするにしましたから、こゝに趣旨の意味の養子は今後は嗣子であつて、嗣子として繼承權を有することにになります。ここに掲げてゐる養子女は専ら慈善の爲にするものかその他嗣子の意味を以てせざる養子を指すことになりますから、養子女は家産の繼承權を有せず、繼承人は各種の事情を考慮して相當額を給與すべきことに止めたのであります。

六 妻の繼承權 舊律及慣習では妻は家産の繼承權なく、夫の死後子のない場合は嗣子を立てる迄家産を保管するに過ぎないのであつて、民國の民法は妻には常に家産の繼承權を認め、直系卑屬あるときはこれと平等の繼承權を認め、これのないときは更に多額の繼承權を認めてゐます。本要綱では子女のないときは妻に家産の繼承權を認めますが、家産を繼承した妻が再嫁するときはこれを持つて行くことは許さず、唯法定繼承人のない場合に限つてそれを持つて出嫁することを許したのであります。子女のある場合に妻の家産繼承權を認めるか否かについてはこれ又女子に家産繼承權を認めるか否かと同様非常に

議論し且研究したのでありますが、結局本案のやうに家産を繼承した者は繼承開始の當時繼承財産中よりその妻の爲に相當額の財産を養贍費として控除するに致しました。ここに「控除する」と云ふのは女子の繼承権の場合の給與するに依るに内容は違ひませんが、子が母に「給與する」といふのは用語が妥當でないと言ふのでこゝにいふ言葉を用ひたに過ぎません。而して右の相當額は繼承財産の状態、妻の資力及職業その他一切の事情を斟酌して妻の相當の生計維持を標準として定むべきに致しました。こゝにいふ彈力的な規定を設けたのも女子の家産繼承権の場合に同一理由によるのであります。

七 妻の繼承権 被繼承人の妻には繼承権を認めないことにして、唯被繼承人の生前に受けた扶養の程度、被繼承人から贈與を受けた財産その他一切の事情を斟酌して相當額を給與すべきものとしました。これも父祖の妻が生活に困るやうな場合或程度の財産を給與せしめるのが適當であるからであります。多くは妻には生前に財産を贈與して居りますが、贈與せずして突然死亡し生活に困るやうな場合の救済の途を講じたのであります。

八 家産繼承人の繼承分 同一順位に在る繼承人は家産を均分することに致しました。日本の長子相續制とは異り、兄弟數人あれば平等の割合を以て繼承するのが慣習でありまして、これを變更することは出来ませんし、又日本のやうに長子なるが故に特に負擔が多い譯ではありません。祖先を祭り親を養ひ妹の結婚費を出すのは兄だけの負擔ではなく兄弟平等の負擔でありますから、特に長子に多くの繼承分を認める理由はありません。従つて慣習に従ひ均分の繼承分を認めることに致しました。2 實男子は正妻の子、妾の子又は認知を受けた非婚生子の區別なく、又年齢の長幼を問はず總て平等の繼承権を認めることにしました。このことは既に親屬の二十實子の項で説明致しましたやうに一般に男系中心主義を採り何れも父の子であること考へて居るからであります。

十三 特有財産の繼承人及其の順位、範圍並に繼承分 特有財産の繼承順位並に繼承分については既に述べましたやうに宗

統の點を考慮せず、情誼を本とし男女により、又は同宗親なりや、異宗親なるやにより區別を設けぬことに致しました。従つて繼承人の順位は、第一被繼承人の子女、嗣子、養子女及配偶者、第二被繼承人の父母、第三被繼承人の兄弟姉妹、第四被繼承人の祖父母、第五その家に在る家産所有者に致しました。認知によつて婚生子となつた子女は嫡母との間に相互に特有財産の繼承権を認めるか否うかは可成問題でありました。妾の子も嫡母との間には親子の關係を生じ、嫡母が親權を行ふことにしたのであるから、妾の子に嫡母の繼承権を認めるのが妥當のやうでもあります。而し斯くては妾の子は妾及嫡母の兩者から特有財産を繼承することに於て、嫡子の繼承権との均衡を失し、且特有財産の繼承については専ら情誼に基いて定めることにしたのでありますから、認知によつて婚生子となつた者は實母との間には相互に特有財産の繼承権を認めるも、嫡母との間には相互に特有財産の繼承権を認めないことに致しました。そして妾は家産の繼承の場合に準じ相當額の給與を受け得ることにしました。特有財産の繼承分は同一順位に在る者は平等にすることに定められました。

十五 限定繼承及繼承の拋棄 家産及特有財産の限定繼承については本法には規定を設けないことに致しました。蓋し(イ)「父債子還」といひ慣習上交の債務は子が還すべきものとされて居り限定繼承の慣習はない。(ロ)「吃大片肉」の慣習があつて、全財産を債權者に投出せば、債權者はそれ以上追及しないことになつて居り、最近公布される負債整理法にもこの點は考慮されてゐるし、これによつて法律上も慣習上も公權剝奪その他何等の制裁を受けることもなく、寧ろこうすることに以て道義に合ふものとされてゐるのであります。(ハ) 限定繼承を認めるに法律を知つた者のみかその利益を得て、親の債務の多いとき財産を子の名義にして債務を免れる不届の者を保護する結果となる。(ニ) 規定するにせば詳細な規定を設けなければ動かず、日本の民法改正案でも特別管理として小破産のやうな詳細な手續規定を設けることになつて居ります。斯る詳細な手續規定を親屬繼承法の中に設けることは、體裁から言つても他の部分と頗る不釣合なものなる虞れがあります。(ホ)

従来限定繼承の制度がなくとも何等の不都合なく動いてゐるのであるから、當分の間は殊更かといふ制度を設けず、將來經濟生活が進みこゝいふ制度を設ける必要が生じたときに始めて設けることに致したいと思ひます。家産繼承の拋棄については簡單な規定を設けることに致しました。

繼承人の曠缺、遺言、特留分（遺留分）等についても要綱に定めて居りますが、多く技術的な點であり日本の民法改正案と同趣旨のところもかなりありますのでその説明は省略致します。

附 家事審判所 最後に家事審判所の設置又は之に代るべき手續を考慮することに致しました。その理由は道義に基き温情を以て審判、調停し得るやう特別の手續を認めるのが適當であるからであります。唯特別の法院を設けるか、非訟事件の一つの部のやうなものにするか又さういふ内容にするかは研究しなければならぬところでありますが、これは將來人事訴訟法を立案する場合に考へることにして、ここでは單に家事審判所の設置又は之に代るべき手續を考慮することにだけを規定して置くことに致し度いと思へます。

これで要綱の説明を終ります。

要綱の説明

朱委員

（千種委員の説明と略同一につき省略す）

井野委員長 以上の點について御意見はありませんか。榮參議は如何でせうか。

榮委員 昨日參議府に行つて初めて要綱を落手したやうな次第で詳細に調査研究する暇がなかつたので、只今參考となる意見

を述べるところは出来ませんが、只今委員長、民事司長、朱、千種參事官より詳細な説明があつて、この要綱案は大體に於てよく纏つてゐると思ひます。細かい點については私も全然意見がない譯ではありませんが、更に研究をしました上適當な場所と適當な時間に於て朱參事官に開陳致し、私の誤解の點は之を解いて頂き、參考となる點もあらば採用して戴き度いと思ひます。

簡井委員 婚約年齢は男は満十七歳、女は満十五歳となつて居りますが、十二、三歳で婚約する者がありますが、こゝいふ婚約年齢に達しない者が婚約した場合婚約の効力はさうでせうか。

千種委員 それは取消し得べきものにする考へです。然し男女が婚約年齢に達した後これを暗黙にでも承認すれば取消し得ないでせう

井野委員長 外に御意見はありませんか。
意見なし

井野委員長 本日は早朝から遅く迄熱心に精進願ひまして一應の審議は終るこゝが出来ました。本要綱に基いて起草をするこゝに致します。尙將來御意見があれば起草委員の方に御意見を御洩し下さるやうお願い致します。それではこれで委員會を終るこゝに致します。

「終」





